

令和3年第11回ニセコ町議会定例会 第1号

令和3年12月8日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 3号 地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求め
る意見書採択についての陳情
(陳情者／J R函館本線の存続を求めるニセコ住民の会 会長 渡部誠二)
- 6 発議第 7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
案
(提出者／ニセコ町議会議員 木下裕三)
- 7 委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告
(産業建設常任委員会報告)
- 8 令和元年陳情第2号 町道に関する要望書
(産業建設常任委員会報告)
- 9 認定第 1号 令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会報告)
- 10 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 11 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 12 議案第 1号 ニセコ町特別功労表彰者の決定について
- 13 議案第 2号 ニセコ町の一般廃棄物の破碎処理に係る事務の委託に関する規約の変更に
関する蘭越町との協議について
- 14 議案第 3号 指定管理者の指定について
(近藤地域コミュニティセンター)
- 15 議案第 4号 指定管理者の指定について
(元町地域コミュニティセンター)
- 16 議案第 5号 指定管理者の指定について
(里見地域コミュニティセンター)
- 17 議案第 6号 指定管理者の指定について
(ニセコ地域コミュニティセンター)

- 18 議案第 7号 指定管理者の指定について
(福井地区コミュニティセンター)
- 19 議案第 8号 指定管理者の指定について
(ニセコ町曾我活性化センター)
- 20 議案第 9号 ニセコ町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例
- 21 議案第 10号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 23 議案第 11号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 23 議案第 12号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	片山健也
副 町 長	山本契太
会 計 管 理 者	加藤紀孝
総 務 課 長	福村一広
防 災 専 門 官	青田康二郎
企 画 環 境 課 長	高瀬達矢
税 務 課 長	鈴木健
町 民 生 活 課 長	中村正人
保 健 福 祉 課 長	桜井幸則
農 政 課 長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商 工 観 光 課 長	齊藤徹
商 工 観 光 課 参 事	高橋葉子
都 市 建 設 課 長	黒瀧敏雄

上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	馬 渕 淳
財 政 係 長	島 崎 貴 義
教 育 長	片 岡 辰 三
学 校 教 育 課 長	前 原 功 治
町 民 学 習 課 長	芳 賀 善 範
こ ども 未 来 課	淵 野 伸 隆
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	富 永 匡
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 寛 樹

○出席事務局職員

事 務 局 長	阿 部 信 幸
書 記	佐 藤 秀 美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第11回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、高木直良君、9番、青羽雄士君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの8日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。

次にお手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しております。

また、北海道商工団体連合会他から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書採択についての要望書、農民運動北海道連合会から、コロナ禍による米の需給改善と米価下

落の対策を求める意見書採択についてと、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の採択についてを、ウイグルを応援する全国地方議員の会から、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いをそれぞれ受理しておりますので報告します。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、9月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。それでは、ただいまから第11回ニセコ町議会定例会にあたって、行政報告をさせていただきます。

行政報告、令和3年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページめくっていただきまして、総務課の関係であります。1として厚生病院第2期整備推進協議会、記載のとおりとなっております。今後また具体的なものが出てくれば、ご報告させていただきたいというふうに考えております。

2として、持続可能な地域創造ネットワークの幹事会記載のとおりとなっております。以下、町村会等の会議について記載のとおりとなっております。

2ページ目をめくっていただきまして、8として羊蹄山麓町村長会議について11月17日、地元から農林水産副大臣が選出されておりました。早速、中村農林水産副大臣、あるいは農村振興局長ほかに対しまして、現在我々が対応しております野生鳥獣被害の問題、あるいは農地の基盤整備の助成について要請を行ってきたところでもあります。

その下、9としてワクチン接種の支援システムの導入につきまして、蘭越町の金町長が会長しております健康づくりの会議として、現在連携協定を結んでおりますシミックホールディングスと今後のいろいろなワクチン接種に関する意見交換等を行ってきたところでもあります。

その下10として、全国観光所在町村協議会に出席をしております。

以下11として、地域交流センター、これは現在道の駅、まちの駅というのは全国にたくさんできておりますが、3年ほど前から空の駅構想というのを、地域交流センターを中心として動いておりました。イメージとしては観光客の多い地域に空の駅をつくって、道の駅のような機能で、例えば、飛行機で来た方がそこを居場所として活用できるような仕組みを全国展開できないかという協議を、現在しているところでもあります。

以下、それぞれの懇談会等、記載のとおりとなっております。

次、3ページ目をおめくりいただきまして、13として後志広域連合についてということで、その下のほうであります。後志広域連合第2回の会議が11月8日に開催されているところでもあります。

その下 14 として、羊蹄山ろく消防組合関係会議の出席ということで、それぞれ幹事会、消防組合会議等、記載のとおり開催をしているところでございます。

次のページ、4 ページ目ではありますが、1 番下のほう、18 として会議のペーパーレスの行政視察、担当職員がそれぞれ記載の地域を視察しているところでございます。

次にめくっていただきまして 5 ページ目ではありますが、ニセコ町議員報酬等審議会の開催ということで、これは人事院勧告に基づく期末手当の減額につきまして、国の制度が国会を通るような段階になりましたら、予算措置をさせていただくということについてのご了解をいただくということでご審議をいただいて、そのとおり承認をいただいて、答申を受けたところであります。

その下、20、21、それぞれ記念式典への出席をさせていただいているところであります。

22 として、土地の寄贈であります、福井地区の記載のとおり 582 平米の寄贈を受けております。その下、所有権移転登記とか書いてありますが、これにつきましては下の 23 の建物の寄贈も同じであります、町民センターからインターナショナルスクールに向かってまっすぐ上がっていった場所の左側にある住宅であります、相当老朽化しているのと、記載のとおり成年後見人制度に基づくものであります、町で寄附を受け、そして来年、町で取壊しを行いたいと考えている場所でございます。

その下、24 として原子力の関係につきまして、それぞれの防災関係の担当者会議、以下 6 ページ目に至りまして記載のとおりとなっております。

6 ページ目の中段ではありますが、28 として、防災教育（1 日防災学校）ということで、10 月 19 日に記載のとおり行っております。

また、その 1 番下 30 として、令和 3 年度ニセコ町原子力防災総合訓練を 10 月 28 日実施したところでございます。

次、めくっていただきまして、中ほど 32 として、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定に基づく泊発電所の立入り調査につきまして、担当のほうで出席をしております。

また、33 として、防災教育につきまして、防災専門官がニセコ小学校で講演をしております。

その下 34 としまして、災害時の機器供給に関する協定締結ということで、この度 12 月 3 日に株式会社共成レンテムニセコ営業所、これは里見にあります、そここの防災時の機器及び器具の供給を要請し対応していただけるということで、災害の強化ということで協定を結ばせていただきました。

次 8 ページ目ではありますが、企画環境課の関係であります。1 として、北海道新幹線並行在来線対策協議会、第 10 回後志ブロック会議、11 月 1 日開催をしております、現在の町政懇談会等でもお出ししている資料につきまして、北海道から説明があったということであります。私のほうから、協議に対しては時間を要するという発言をさせていただきまして、新幹線の対応責任者からも時間的猶予、幅というのは必要であることを認識しているというような回答をいただいたところであります。

以下、それぞれ各種会議、記載のとおりずっと行っております、8 ページ目の 1 番下ではありますが、4 として、まちづくり基本条例 20 周年記念座談会ということで、11 月 12 日、中央倉庫の旧でん

粉工場で、九州大学名誉教授であります木佐茂男先生、それから釧路短期大学の教授で元釧路市副市長の名塚昭さんに来ていただきまして、この2年半にわたってニセコ町のまちづくり基本条例、大変なご支援をいただいたということで、その当時の経過等を懇談しながら、まちづくり基本条例の価値について議論させていただいたところでございます。

次、9ページ目をめくっていただきまして、5として、小・中学生まちづくり委員会、記載のとおり開催をさせていただいております。ニセコ町の防災について考えようということでこのたび、HBC及び北海学園大学とコラボといたしますか、連携をしながら、防災マップの作成などを子どもたちにやっていただいたところでございます。

その下6として、国際交流事業の実施状況、国際交流員（CIR）の委嘱ということで、フーパーマノ ニーナさん、カナダから着任をしております。その下（2）として、国際交流事業、それぞれ記載のとおり国際交流員を中心として進めさせていただいているところでございます。

次10ページ目ではありますが、地域公共交通確保維持改善事業の実施状況ということで、デマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

次、めくっていただきまして11ページ目の8として、ふるさとづくり寄附、ふるさと住民票の状況、記載のとおりとなっております。現在5,526万9,000円の基金残高ということになっております。中ほどにありますとおり、令和3年度は10月31日現在で寄附者延べ数607名、2,095万円のご寄附をいただいたところであり、その下（2）としてありますとおり、ふるさと住民票110名の登録をいただいているところでございます。

次12ページ目ではありますが、9として、土地開発公社所有地の売却ということでNISEKO生活・モデル地区SDGs街区形成に伴う事業用地について、開発事業者の株式会社ニセコまちに記載のとおり売却をしております。

その下10として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況について、記載のとおりとなっておりますが、これは令和2年度繰越し分と令和3年度事業分の通常分、それから事業者支援分ということで追加配当がありまして、収入におきましては8,448万8,000円という収入を受けております。9月定例会まで使ったものの残としましては、現在充当可能額が1,320万8,000円、今回12月定例会等提案させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

その下11として、ワーケーションモデル事業の実施ということで記載のとおり行っておりまして、こういった方によってニセコのワーケーション、日本や世界に対する発信ということの大きな役割を担っていただいているところでございます。

その下12として、女性のための起業支援セミナーの開催、11月25日、オンラインを含めて開催をさせていただいております。

それからその下13として、第12回自治創生協議会、11月4日、一部先生方の都合等でオンラインを含めた審議をいただいたところでございます。

次のページめくっていただきまして13ページ目ではありますが、14として、SDGsに係る取組状況、記載のとおりとなっております。地方創生SDGs官民連携プラットフォーム総会等、9月7日

に行われております。また、(2)として持続可能な発展を目指す自治体会議、これは本町も参加している会議であります。このたび全国の会議をニセコ町で、オンラインが主でありましたが行うということで開催をさせていただいたところでもあります。改正内容につきましては記載のとおり、環境モデル都市としてCO₂の削減に関する取組、それからSDGsの関係の取組状況等の意見交換、これにつきましては後志総合振興局長も出席いただいて、一緒になって聴講いただいたところでございます。その下(4)、(5)とそれぞれSDGsの対応の取組をしております。また(6)として、日本経済新聞社主催の地方創生フォーラムがありまして、11月11日、オンラインを含めて約1,400名の方にお聞きいただいたということで、私もパネラーとして参加をさせていただき、また、株式会社ニセコまちからも役員の方が出てパネルディスカッションをさせていただいたところでもあります。次、14ページ目ではありますが、(7)として読売バーチャルフェスティバルに出展をしております。

次にその下15として、ニセコ中央倉庫群指定管理者の状況ということで、中央倉庫群の利用状況、記載のとおりとなっております。

次、15ページ目ではありますが、16として地域おこし協力隊の任用状況につきまして、記載のとおりとなっております。また、今回は3名の方に新たにご就任をいただいて、それぞれの記載のと通りの配属先でご活躍をいただいているところでもあります。

次17として、オンライン移住相談会の出展ということで、それぞれ(1)から(3)まで記載のとおりとなっております。

それから18として、持続可能な地域創造ネットワークの幹事会が開催されております。

次16ページ目ではありますが、19として地方自治体地熱研究会 in 八幡平への参加ということで、担当職員が参加をしております。

20として、内閣府地方創生推進事務局審議官ということで、黒田昌義内閣審議官が北海道のゼロカーボン推進監であります今井太志推進監とともに、ニセコ町を視察いただいているところがございます。

その下21として、日欧オンライン会議の開催ということで、10月27日、欧州と結んで意見交換をさせていただいたところでもあります。

その下22、水資源保全全国自治体連絡会の全体会議が、書面会議として11月19日に開催されておりまして、内容にありますとおり、副会長として引き続きニセコ町長が再任されているところでもあります。また令和4年度におきましては、前回ニセコ町でも開催させていただいた全国大会のシンポジウムが愛媛県西条市に決定となったところがございます。

その下23として、「世界首長誓約／日本」運営委員会の開催ということで、11月25日オンライン開催しております。運営委員長に京都市長が互選されておりまして、委員長代理の指名ということでニセコ町長が就任しております。

次ページめくっていただきまして24として、ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会の状況であります。本年、調査の主であるボーリングが終了するというところでありまして、その結果が注目されておりましたが、ボーリング調査において割れ目が発見され、可能性が高いということで、来年も引き続き調査の熟度をさらに上げるためのボーリング調査を継続するというところで報告を受けてい

るところであります。

中段下であります、25として、防災ラジオの配布（貸出）状況について記載のとおりとなっております。

その下26として、まちづくり懇談会、記載のとおりとなっております、米印にありますとおり、曾我・近藤・元町・宮田地区につきましては、地区の都合に合わせて来年2月以降に調整するということになってございます。

次18ページ、27として、まちづくりトークの開催状況、参加人数、それぞれ記載のとおりとなっております。

また、28、こんにちわ・おぼんです町長室の開催状況記載のとおりでございます。

30、行政視察の受入れ状況、これも記載のとおりとなっております。

その下31、第1回広報広聴検討会議、11月4日開催されておまして、広報広聴の全般的な事業、あるいは広報ニセコの内容等についてご審議をいただいたところでございます。

次に19ページ目、税務課の関係であります。令和3年度町税の収納実績、11月末現在のところを記載しております。現年分の収入は6億9,700万ということで、収納率が86.98、滞納分を合わせて7億2,800万ということで86.15%の収納率となっております。国民健康保険税におきましては1億1,300万ということで、70.55%の収納率というような状況になっているということでございます。

次、町民生活課の関係であります、町民センターの利用状況、あるいはマイナンバーカードの交付状況、記載のとおりとなっております。

次に20ページ目であります、3として一般廃棄物の処理状況、ごみの収集量の実績、記載の表のとおりでありまして、使用済み小型家電の収集状況も記載の状況となっております。

また、秋のクリーン作戦、10月5日を中心として、各地区でもやっていただいております、周辺部の清掃を行っていただいたところでございます。

その下、5としてニセコ町廃棄物対策検討委員会、11月1日開催させていただいております、令和3年度一般廃棄物処理実施計画及び粗大ごみの料金についてご審議をいただいているところでございます。

その下6として、羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議、11月1日開催されておまして、今後これからの新たな羊蹄衛生センターの更新、施設の整備計画等を進めていくことで現在議論しておりますが、くみ取り料につきましてはこれまでもご報告させていただいたとおり、ニセコ町のくみ取り料がほぼ倶知安町に近づいているというようなことで、今後、生し尿のくみ取りをいかに減らしていくかということを実際に真剣に考えなければ、施設の維持費が膨大になっていくということがありますので、この辺につきましてはできるだけ単独槽やこういったものから合併処理浄化槽に切替えてもらうような政策の強化というのを、来年度に向けまして積極的に進めたいというふう考えているところであります。

その下、7として交通安全の推進状況、次のページも含めまして、記載のとおり交通安全推進委員会や指導員の皆さんのご協力を得て進めている状況であります。

21ページ目の後段下のほうであります、保健福祉課の関係であります。1として、ニセコ町社会

福祉委員（民生委員）会議、記載のとおりとなっております、敬老祝賀会の中止に関する事、それから長寿祝金、就学援助、高齢者関連の除雪、福祉灯油についてご議論をいただいているところがあります。

その下、2としてニセコハイツ等の入居状況ということで、ハイツそれからグループホームきら里について、記載のとおりとなっております。

次、22ページ目、3として新型コロナウイルスワクチン接種状況につきまして、ニセコ町では5月13日から町内のワクチン接種を開始し、おおむね7月末には65歳以上の接種希望者を、8月には64歳から16歳の希望者、9月と10月にはそれまで未接種の人を含めて、15歳から12歳の希望者について接種を行ってきております。また、町内に住民票はありませんが居住されている接種希望者約260人についても、あわせて接種を行ってきたところでもあります。現在までに1、2回目が未接種で、接種を希望する人には羊蹄山麓町村共同で接種機会を設けており、電話での対応やホームページで周知をしているところがございます。接種の状況につきましてはここに記載の表のとおりでありまして、町全体としては1回目で71.5%、65歳以上で見ると1回目で95.6%、2回目接種済みにおきましては町全体4,995人で70.7%、65歳以上の御高齢の方1,325人に関しましては95%の皆さんが接種をいただいたところでもあります。

その下4として、各種健康診査の実施状況（1）から次のページ22から23ページ上段、対がん検診等につきましても記載をし、ドックに関しても記載させていただいております。

それから5から育児セミナーの状況や幼児教室等、24ページまでそれぞれの健康教室等も含めて記載させていただいたところでもあります。

次、24ページ目の中段であります、13として令和3年度地域包括支援センターの運営状況、11月19日現在の状況につきまして、それぞれ件数等記載のとおりとなっております。25ページ目、すこやか健康教室を初め、家族介護支援事業、認知症対策総合推進事業、介護プランの関係等、記載のとおりとなっております。

次に26ページ目、農政課の関係であります。水田農業生産状況、産米の出荷状況を記載のとおりとなっております。特に26ページ目後段、令和3年度の米の状況であります、一等米比率100%ということで大変優良な成績ということでございます。次、27ページめくっていただきまして、イエスクリーンの栽培米の低タンパク米比率、そこに記載のとおりとなっております。

その下2として、ニセコ町産業貢献者表彰ということで、新谷暁生氏、これは観光部門からの推薦とご活躍ということで、ニセコールの創設者とし、世界に対して冬のニセコのパウダースノーや観光の魅力を発信したご功績、そしてスキー界のオスカー賞と呼ばれておりますワールドスキーアワード、これまでスキー場やホテルが表彰されておりますが、新谷さんは世界で初めて世界のスキー界に貢献したということで人物表彰を受けた方でありまして、この産業貢献、多大だということで表彰させていただいております。その下、佐藤努氏におかれましては、道内唯一の温泉ソムリエ師範として大変なご活躍をいただいております、ニセコ観光圏の温泉大使も任命させていただいて、ニセコに温泉があるというPRを内外に広く発信をし、また本州では相当数の講演活動も行っておられるということで、感謝状表彰をさせていただいたところでもあります。

その下、3として集約草地の利用状況、記載のとおりとなっております。

4として、令和3年度有害鳥獣被害防止対策支援事業、記載のとおりそれぞれ行っておりますが、有害鳥獣、一向にその被害が収まる状況にはないということで、特にアライグマにつきましては、農林水産省がほとんど認識していないということもわかったものですから、このたび農林水産省に対して、特にアライグマ、それからもちろん鹿と熊のことも含めて要請活動を行ってきたところであります。

その下5として、明暗渠排水の特別事業、農業用水路補修事業を記載のとおりそれぞれ執行しているところであります。

次、28ページ目ではありますが、国営農地再編推進室の関係であります。国営農地それぞれ書面会議等を行っております、ページ中程、3として国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区の推進ということで、促進期成会役員会の開催を9月16日に行っております。またその下、11月2日には北海道教育庁による埋蔵文化財の現地調査が行われております。以下(3)として、各地区の推進委員会、全町8地区で11月4日から12日の間にそれぞれ開催しております。

その下、商工観光課の関係であります。1として、令和3年度上半期の観光入込客数調査報告書の速報値を記載しております。去年今年と少ないということで、去年と比較する意味もほとんどないような状況ではありますが、国内客含めて回復が待たれるところであります。また29ページ目、外国人の宿泊者数の状況でございます。基本的には数字的には0%の状況というようなことになってございます。

その下2として、ニセコ観光圏マネージャー担当者会議を記載のとおりそれぞれ行っております。

3として、全国観光圏推進協議会の出席、これもオンラインで担当のほうで参加をしております。

4としてニセコ観光圏ミーティング2021、昨年度はコロナ禍にあって中止とさせていただいておりますが、元観光庁長官の溝畑氏をお呼びし、現在溝畑氏、大阪観光局の局長として大活躍であります、ご講演をいただいて意見交換をさせていただいたところであります。

次、30ページ目ではありますが、5としてGSTCに関する取組状況、それぞれ記載しております。

(1)ではこのサステイナブルツーリズム・トレーニングプログラムということで、記載のとおりニセコ町民センターで行ったところであります。それから(2)として、グリーン・デスティネーションズトップ100の受賞ということで、期日10月5日と記載しておりますが、これは持続可能な観光の国際的な認証機関であるグリーン・デスティネーションズが主催する、世界の持続可能な観光地100選ということでニセコ町が受賞しております、日本からは京都市、釜石市、ニセコ町が2年連続で選ばれたほか、奄美大島、豊岡市、与論島など12の地域が入選をしております。この審査は、第1段階としては持続可能な観光地としての指標30項目の6割達成しているかということで審査されまして、例えば観光戦略の計画があるか、あるいは自然環境への影響に対する政策があるか、景観保護に関する政策があるか、持続可能な観光地の計画や管理がどうか、こういったものが総合的に審査をされるということであります。次、第1段階をクリアすると、第2段階はグッドプラクティスストーリーの審査ということで、よい観光に対する戦略を行っているかという審査であります、ニセコ町はこれで2つのストーリーを提出させていただいております。1つはスキーリゾート観光地の気

候変動への取組。まちづくり基本条例をもとに観光重視のまちづくりを進め、環境モデル都市SDGs 未来都市の国からの選定や、非常事態宣言を行っていること。また、CO2 排出抑制とこの気候変動への適応方針とのチャレンジ、こういったものについて提出をさせていただき、2つ目としては農業と観光の連携として、道の駅の直売所の取組状況の提案をさせていただき、クリアさせていただいたというような内容であります。その下(3)として、観光における気候変動対策に関するグラスゴー宣言の署名ということで、11月4日この署名をさせていただいたところであり、これは国連の世界観光機構UNWTOが主導する取組ということで、11月4日時点での世界での署名数は310団体、うち日本の署名数は3団体ということになってございます。この経緯としましては、ニセコ町へは先ほど説明したグリーン・デスティネーションズトップ100のつながりで、グリーン・デスティネーションズからニセコ町はぜひ署名についてご検討いただきたいという依頼がありまして、その内容としまして、ニセコ町が現在進めている環境モデル都市の実践、こういったものを考慮すると署名するレベルにあるということで、署名をさせていただいたところであり、これに関してはSDGsの中でも生態系や生物多様性、コミュニティの再生というものを考慮しつつ、今後とも進めていくというような内容でございます。今後12か月以内に具体的な活動方針ということでありますが、いろいろ調査するとニセコ町は既に環境モデル都市等でこれらのことをクリアしておりますので、今後についてはその実行、こういった公表ということで対応していくという考えであります。その下(4)ベストツーリズムビレッジの受賞ということでありますが、12月2日、スペインのマドリッドで開催されたUNWTO国連の世界観光機関の総会において、ニセコ町が世界における観光地の優良事例としてベストツーリズムビレッジを受賞したということであります。日本からはニセコ町と美山町、京都府南丹市の中にありますが、この2地域が選出されております。審査としてはSDGsに関する9つの評価分野、文化とか自然資源、あるいは経済社会、環境、観光の可能性、それから観光分野のガバナンス、安心安全とか、こういった9の項目について厳しい審査が行われ、ニセコ町がそれらに関して一定の評価を得たということでございます。世界の中でのニセコ町の価値、現状を知る上で大きな価値があるというふうに考えておりますし、コロナ後を見据えてニセコ町を世界に認識していただく上で、大変大きな効果があるものというふうに思っております。申請書の作成というのは膨大な事務量でありましたが、職員が頑張ってくれて提案をし、こうした受賞したということにつきましては大変うれしく思っているところであります。

その下30ページ目後段であります、6として北海道大学との官学共同研究事業「コロキウム」についてということで、コロキウムとは討論ということのようではありますが、11月14日にニセコ町民センターで北海道大学観光高等研究センター、これはニセコ町がこれまでも連携協定を結んできたところであり、ここの大学院生などがニセコを訪れ、持続可能な観光をテーマに調査・研究を行い、その成果を発表するというオンラインも含めて開催をしているところであります。

次31ページ目であり、7として観光振興ビジョンの策定に向けた協議・調査の状況ということで、観光審議会、(1)の記載のとおり3回開催させていただいているところであります。また、昨日まちづくり町民講座が開催され、アンケートの状況記載となっております、(2)としてニセコ町における観光においてのアンケート調査、記載のとおり実施させていただいたところであります。

これらを分析する中から観光のビジョンを作成してまいりたいと考えております。

次、8として、新型コロナウイルス感染対策に関する経済対策の進捗状況ということで、中身について詳細に記載をさせていただいております。(1)としてニセコ町商工会が事業実施していただいております。商品券の発行事業、記載のとおりとなっております。また32ページ目、(2)として観光施設持続化支援給付金事業、これにつきましては事業を完了しておりますが、ニセコ町にとって貴重な資源でありますゴルフ場、温泉資源というのを有効活用していただきたいと考えて実施しているものでございます。そして(3)プレミアム付商品券の発行事業ということで、観光客の皆さんにこのニセコを多く知っていただいで滞在していただけるよう、事業を進めているところであります。

その下9及び10として、支笏洞爺国立公園連絡協議会の総会状況、それから全国道の駅連絡会の通常総会等記載のとおりとなっております。

33ページ目、1番上段であります。11として北海道地区の道の駅連絡会の通常総会、11月9日書面会議行われておまして、ニセコ町長が副会長ということで就任しております。

また12、道の駅ニセコビュープラザ再整備検討委員会、9月28日それから11月30日、記載のとおり開催をさせていただいております。できるだけ将来にわたって持続するような形で、ニセコビュープラザの再整備ができないかということで、北海道開発局の皆さんにも参加をいただいて、様々な皆さんの応援の中でできるだけ価値のあるものを整備するよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

その下13として、イベントの実施ということでニセコハロウィンフォトコンテスト以下、それぞれ記載のとおりとなっております。また、後段であります。「七夕の夕べ花火大会」10月9日、若い青年たちのご努力によって、子どもたちに元気を出していただきたいということで開催をさせていただいたということであります。

次34ページ目、14としてニセコグリーンバイクプラス、電動アシスト付自転車の貸出し状況の結果について記載のとおりとなっております。

16として、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の担当者会議、記載のとおりとなっております。

また、例年実施しているニセコウインタースタッフトレーニングのプログラムにつきまして、17として記載をさせていただき、以下18として、ニセコリゾート観光協会の取締役会に副町長が取締役として出席をしているところであります。

次35ページ目めくっていただきまして、19、令和3年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況、記載のとおりとなっております。

20として、株式会社キラットニセコ取締役会の出席ということで、記載のとおりとなっております。

21、ニセコビジネススクールの開催ということで記載させていただいております。日本経済新聞見られた方も多いかと思いますが、町村での昨年度の起業数がニセコ町は全国の町村で第6位ということで新聞等の取材もありましたが、このビジネススクールというのは大変大きな役割を果たしているということで、今後とも継続しながらニセコ町の経済活性化、起業者の育成等に努めてまいりたい

いと考えております。

その下 22 としてようてい地域の消費生活相談窓口の運営状況を記載のとおりとなっております。

次に 36 ページ目、都市建設課の関係であります。1 として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、それぞれ記載のとおり 3 回開催をさせていただいたところであります。

中ほど 2 として、第 200 回まちづくり町民講座。上智大学の北村先生をお呼びして、ニセコ町の景観を守るということにつきまして、中央倉庫群を会場としてご講演をいただき、意見交換をさせていただいたところであります。

その下 3 として、建設事業者の地域貢献表彰ということで、町道藤山東通線において、社会貢献活動として道路側溝につながる農業用の用水路の更新を、白木建設工業さんが会社の社会貢献という中でやっていただいております、感謝状の贈呈をさせていただいたところがございます。

次、37 ページ目、4 として国土利用計画法に基づく土地取引の状況、記載のとおりとなっております。

また、5 として景観条例に基づく協議状況であります。現在 9 月から 11 月までで開発事業が 2 件、屋外広告物に関する協議が 1 件ありました。

次上下水道課の関係であります。1 として、曾我地区第 1 配水管破裂事故ということで、10 月 24 日にこうした事故がありました。仕切り弁操作によりまして約 45 分で終了ということで、22 戸の皆さんに大変なご迷惑をおかけし、断水したということであります。今後とも敏速に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以下、農業委員会の関係、記載のとおり農地パトロールを 10 月 26 日に行っております。

次 38 ページ目、消防組合ニセコ支署の関係であります。1 として北海道消防学校の入校について、それから 2 として消防団の幹部会議の開催状況、以下、それぞれ記載のとおりずっと次のページまで書いております。4 として秋の火災予防運動パレード、10 月 15 日に町内一円ということで周知をさせていただき、また 5 として秋季の招集訓練中止に伴う消防団分団訓練がそれぞれ記載のとおり行われております。各種会議、39 ページまで記載させていただいております。39 ページの 9 として、ニセコ町少年消防クラブの学習会、記載のとおり開催させていただいております。以下 40 ページから災害出動、警戒出動、それから山岳救助出動等について、あるいは火災出動につきまして、記載のとおり、41 ページ目までそれぞれ記載させていただいております。また、16 としてニセコ救急の出動先別出場状況につきまして、9 月から 11 月までの分を記載させていただいております。

以下、42 ページ以降、委託業務請負契約と工事の執行状況につきまして、記載のとおりとなっております。

以上、行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第 11 回ニセコ町議会定例会におきまして、教育行政報告をさせていただきます。令和 3 年 12 月 8 日提出、ニセコ町教育委員会、教育長 片岡辰三。

お手元の資料の 1 ページをご覧ください。教育委員会議につきましては、①のところにて第 7 回定例

会、9月1日に開催されてございます。協議事項として、各学校からの当初予算の学校要望等、学校から説明していただき、教育委員の皆さんでご協議いただいたところでございます。報告につきましては教育長の報告、そこに記載のとおりですけれども、請負契約の締結ということで近藤小学校校舎棟増築工事、建築主体工事について報告をさせていただいているところでございます。議案といたしまして、ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、先般、議会でも採択いただきましたが、図書館法に基づく機能を有する施設ということで、ニセコ町学習交流センターを図書館に位置づけるという提案をさせていただいたところでございます。そのあと、ニセコ町幼児センター園児募集。それから、一部活動状況等に関する点検評価報告などをさせていただいているところでございます。②といたしまして、第8回臨時会、10月1日開催されてございます。報告事項は教育長の報告とニセコ町教育委員会委員の任命ということで巻委員が再任されてございます。それから、ニセコ町通学路安全推進会議設置要綱の制定、ニセコ町通学路交通安全プログラムの制定についてでございますが、先般の近藤小学校の前の信号設置につきましては、議会でも採択いただき、陳情を関係のほうに要請をいただいているところでございますが、それを受けニセコ町町内全体の交通安全についてしっかりと見ていきたいということで、そういう設置要綱を策定して会議を進めているところでございます。それから協議といたしましては、この後具体的にご説明申し上げますけれども、令和3年度全国学力学習状況調査北海道版結果報告への結果の掲載、公開に向けたことについての許諾ということで、委員会で採択いただいております。③といたしまして、第9回定例会、11月8日開催されてございます。特に報告の中でニセコ町立学校職員の育児休業復帰前のならし勤務制度実施要領の策定ということで、教員の場合、出産に関わるお休み、それから育児休業について取得をしておりますけれども、復帰する場合に休んでいたところから急に学校に復帰するのは負担もあるということで、ならしの期間を制度的に保障するというものでございます。そういう制定がされてございます。それから、議案といたしましてニセコこども館設置条例施行規則の一部改正と、以下一部改正等出ておりますけれども、こども館とか幼児センター等、このあともありますけれども、押印省略というようなかたちで一部改正、見直しを進めているところでございます。それから2ページの上のほうで、ニセコ高校に関わる高等学校学則の一部改正ということで、今年度から定時制におきましても推薦入学を実施することができるようになり、ニセコ高校としては推薦入学を実施することとさせていただいております。それに係る諸般の様式等の変更等も含めて、改正をさせていただきます。その他説明としまして、ニセコ高校の今後の魅力化と寮の在り方等含め、いろいろ町民の皆さんのご意見いただいているところでございますけれども、網走管内、大空高校の視察の状況等についてご説明をさせていただいております。④第10回定例会、12月3日開催されてございます。その報告の中に教職員等人事異動希望状況ということで、基本的には教職員、小・中学校等におきましては基準年数6年をもって異動対象とする、新採用の教員については4年を異動対象にするというようなことに基づき、対象者がそれぞれ報告をさせていただいております。以下、議案のところの一部改正等ございますけれども、先ほどお話ししましたように幼児センター等に関わる申請書類等の押印の廃止等の改定を進めていくところでございます。

(2) といたしまして、研修、会議、視察等につきましてでございます。①の令和3年度第1回市

町村教育委員会オンライン協議会、これは全国規模でございます。巻委員が就任したということで第1回目は巻委員が参加してございます。②市町村教育委員会協議会教育長部会臨時会、10月5日に開催されてございますが、管内の教育長につきましては10月1日にかなり複数名変更になったということで、特に部会長でありました黒松内町の内山教育長が退任されるということで、後任には積丹町の十河教育長が部会長に就任してございます。次に③、第3回後志管内公立小中学校教職員人事推進会議につきましては、先ほど申し上げましたが人事異動、設置要綱等の確認と基本方針が教育局のほうから説明がございました。④として、後志管内市町村教育委員会教育長会議につきましては、10月11日後志教育局から内容に示されております事につきまして、指示・指導事項が説明されてございます。次に3ページのほうをお開きください。⑤市町村立高等学校振興対策協議会総会がリモートで10月14日、内容のとおり開催されてございます。⑥として、大空高校視察研修及び令和3年度北海道市町村立高等学校実態連絡協議会視察研修会に参加した状況でございますけれども、先ほどもちよっとお話をしましたけれども、ニセコ高校の今後の在り方についてということ、それから寮のことなどについて、大空高校がそういった改革を進めているということで、そちらのほうに行ってきた大空町の教育委員会の皆さんといろいろな情報交流してきてございます。次に⑦として、働き方改革推進会議でございますけれども、管内の各学校の実施状況について中間報告がございました。特に事例研究しておりました喜茂別小学校等の事例を参考として、町内の各学校においても具体的な取り組みをお願いしているところでございます。⑧の令和3年度第2回市町村立教育委員会オンライン協議会、リモート会議ですけれども、こちらについては私のほうで参加をさせていただいております。特にインクルーシブ教育、特別支援教育の必要な子どもたちが町内でも増えるというような状況がありまして、そういった研修会に参加をさせていただいたということでございます。⑨北海道教育庁関係各課等情報収集ということで、これまでの高校の在り方等について、いろいろ情報収集したことを道教委のほうに相談に行って質疑応答と情報提供をさせていただいたところでございます。

(3) ですけども、11月8日に教育委員の皆さんが町内の各学校を視察訪問し、学校から説明を受け、意見交換などをさせていただいているところでございます。

(4) として、大学等の連携ということで、年度来札幌国際大学や北海道文教大学等との連携協定を結んでおりましたが、コロナのためになかなかそういう交流ができておりませんでした。ここに記載のように、今回札幌国際大学等の動きが出てきてございまして、4ページのほうに具体的な大学の本町への実地調査等含めて出てきてございます。北海道教育大学との情報交流につきましては、教職大学院、現職の先生が大学院で研修できる制度についての説明を受け、先生方の資質向上に向けての情報交流をさせていただいたところでございます。北海道文教大学との情報交流につきましては、近藤小学校が草の根教育実習ということで教育実習生を受入れているということで、文教大学の場合今回は今回コロナで調整がつかず、実施、受入れができませんでしたけれども、大学の教官が来て、具体的な実地調査をしてきたところでございます。それから、札幌国際大学スポーツ人間学部との情報交流につきましては、地域スポーツの振興、それから地域部活動の充実等について、特に中学校の部活動や少年団の活動など、全国的に少子化の中でいろいろな取組が必要ということで、そういうスポーツ人間学部のスポーツ指導学科の大学等との連携を進め、助言をいただきたいということで情報交

流してまいりました。

大きな2として、学校教育の推進でございます。(1) 学校運営につきましては参観日が記載のとおり実施されております。旅行行事、学校内活動につきましては、小学校修学旅行がニセコ小、近藤小合同で10月25・26日、函館方面で実施されております。中学校の修学旅行につきましては、3年生が10月6日から8日まで東北方面に行っております。特に中学校ではポストカードをつくって、仙台市内の市民の皆さんに何かそういうのを配って、ニセコ町をPRしてきたというふうに伺っております。運動会、それから学芸会等につきましても、コロナが明けた10月、11月に記載のとおり開催されてございます。交流・体験、特別学習につきましては、先ほど町長の行政報告にもありましたが、ニセコ小学校や近藤小学校における防災教育、あるいは農業体験等、各種町の職員の応援といえますか、ご協力いただいて開催をさせていただいているところでございます。⑤の会議研修につきましては、校長会議ということで9月、10月、11月実施されております。特にニセコスタイルの教育、ニセコ学の推進ということで、各校長先生方に実施に向けて取組を指導しているところでございます。それから、教頭会議につきましては記載のとおり開催されてございます。⑥後志教育局学校教育訪問指導ということで、教育指導監学校経営指導訪問、教育指導官というのは管理職、校長を指導する立場の方でございます。それから次の6ページのほうですけれども、指導主事行政訪問ということで、指導主事は先生方の教科指導や文書指導等、具体的にご指導いただく役職の方ですけれども、ニセコ小学校ではあえて要請して指導をお願いしてそういうかたちで開催しているところでございます。

それから、(2) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては、令和2年度は中止ということで、今年度5月27日に実施されてございます。調査内容につきましては、小学校6年生は国語、算数。中学校3年生は国語、数学ということで、具体的な中身についてはそちらに記載してございますけれども、そういう試験の他に生活習慣や学習環境に関する調査ということで、質問紙等によりまして児童生徒に対する調査、あるいは学校に対する調査等もあわせて実施をしてございます。実施の生徒数でございますが、ニセコ町についてはニセコ小・近藤小で44人、中学校で28人ということで、該当は72名ということでございます。北海道全体、全国の受験者はそこに書いてあるとおりです。続きまして7ページ、ニセコ町の結果でございますけれども、小学校6年生、中学校3年生につきましては、それぞれ教科ごとに全国平均、全道平均、ニセコ町の結果ということで表記してございます。北海道教育委員会ではこれらの結果を公表してございます。新聞等では特に後志管内は全体的に全国全道平均よりも下回っているというようなことでございますけれども、北海道の説明の中には全教科で平均正答率が全国平均を上回った市町村ということで、妹背牛町、当別町、ニセコ町、真狩村、安平町、厚沢部町の6町村が発表されてございます。以下、児童生徒質問調査の抜粋をそこに記載してございますので、特徴については報告をご覧くださいと思います。続きまして8ページ、結果の公表につきましては、道教委のホームページ等に掲載されてございます。

(3) として就学支援。就学支援につきましては、まず来年度の新1年生、就学予定児童数が45人、それぞれ健診を受けてございます。②として教育支援委員会。就学児童も含め、あるいは在校生も含めて、支援を要する児童生徒が来年度どのくらいいるかということ、現在も調査しているところで

ございます。保護者と十分協議した上で、対象者を 12 月 14 日に最終的に決定する予定でございます。これまでの中では支援を要する児童生徒が、町内では若干増えているという状況でございます。

9 ページをご覧ください。(4) 児童生徒数の状況でございます。①、大きな変動はございません。記載のような状況でございます。それから②の特別支援教育を要する児童生徒と指導態勢ということで、特別支援学級対象の児童生徒がそこに記載されてございます。町費で特別支援講師をニセコ小に 2 名、近藤小に 1 名、ニセコ中に 1 名配置しているところでございます。

あと (5) 学校保健関係につきましては、記載のようなかたちの出席停止人数が報告されてございます。

(6) として「ニセコスタイルの教育」につきましては、①にコミュニティ・スクール関係の会議を記載してございます。全体の会議は 10 月 12 日に行われております。昨年度に比べて各学校の参加状況や意見が活発に出ておりました。それから 10 ページのほうには部会活動ということで、確かな学力部会、健やかな体部会、豊かな心部会という 3 つの部会でそれぞれの協議を進めております。ニセコスタイルの教育の日ということで、ニセコ町全体の教職員が一堂に会して情報共有、取組を共有しようということで、今年度は 10 月 21 日にリモート講演会ということで、講師として新保元康氏をお招きしまして「日常の中に未来を創りましょう」ということで、関係の先生方全員にリモート参加したということを記載してございます。

(7) としてニセコ高等学校関係ということで、①につきましては 10 月 16 日開催されました一日体験入学につきましては、町外生が今回主で、20 名の参加がございました。一昨年 9 名、今年は 24 名ということで、これまでの体験入学から来年度は 30 名程度が出願してくるのではないかと予想がされてございます。最終的には 1 月の出願状況見てということになります。高校としては中学校訪問ということで、第 2 回目として記載の期日に記載の訪問先を活発に、生徒募集に学校訪問をしているところでございます。11 ページをご覧ください。高校のほうにつきましては、②として修学旅行、10 月 18 日から 22 日、石川県、岐阜県、金沢市方面の研修旅行に、またニセコ中学校との連携授業も、今年度コロナの状況が少し収まりつつありますので、そういった交流が行われてございます。④として校内実績発表大会、ここ 2 年はコロナの関係で校内での開催ということになっておりましたけれども、以前は町民センターなどで広く町民の方の参加をいただいていたところでございますが、この日は、同時にニセコ中学校で、2 年生がリモート参加しているということでございます。発表の内容、結果等につきましては記載のとおりでございます。12 ページ、⑤各種大会参加状況。全国学校農業クラブ連盟全国技術競技大会につきましては、2 名の生徒が出場してございます。第 65 回後志地区高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会、9 月 14 日リモートで開催ということで、田中さんが準優勝ということでございます。パン甲子園 2021 にもリモートで参加してございます。成績は記載のとおりでございます。⑥ニセコ高校振興の検討ということで、まちづくり町民講座におきまして「ニセコ高校の振興を考える～寄宿舎について」ということで 2 回目、北海道大学の大学院、工学院の建築科の学生、研究生、大学院生が提案をして、グループワークするようなかたちで、在り方について活発な協議がされてございました。⑦生徒進路内定状況でございますけれども、今年度はそこに記載のとおり就職希望者と内定者ということで、就職の未内定の 1 名は自己開拓で決ま

っていますけど、最終的な報告がまだ来ていないということでございます。進学のほうにつきましても、2名は11月の下旬に試験に行ったということで、その結果を待っているという状況でございます。

次に、その下の3、子育て支援、幼児教育・保育の推進についてでございます。(1)第10回日本ユニセフ協会CFCI(子どもにやさしいまちづく)委員会、10月5日リモート会議でこども未来課長が出席してございます。13ページ、(2)幼児センター関係につきましては丸の4つ目、5歳児の見学旅行、10月6日に札幌市の円山動物園に行っております。それから、その2つ下の入園募集説明会、11月5日に幼児センターで実施してございます。あと③の入園児童の状況につきましては、ここに記載のとおりでございます。一部1歳児等の定員を超え、待機が一部いるという状況もございますけれども、他の町村等での広域での対応をしているところでございます。14ページ、④預かり保育の状況につきましては記載のとおりでございます。合計欄を見ますと、前年同期と比べますと今年度については増加の傾向が見られてございます。

その下の(3)子育て支援センター関係、①の利用状況については合計欄を見ていただきますと、今年度については全体的に増えている状況でございます。15ページでございます。②一時保育の利用状況につきましても、同様に合計欄、前年度同期と比べますと増加傾向にございます。③休日保育の利用状況につきましては、逆に休日が少ないということから前年よりは今年度の利用状況は少ないというふうになってございます。④子育て講座等事業実施の状況でございます。以下そこに記載のとおり、各事業がそれぞれ15ページから16ページのほうに示されてございます。それから、丸の下から2つ目の子育て講演会、「子どもの発達と遊び」ということで11月17日、町民センターにおきまして札幌国際大学短期大学部の福原先生のご講演があつて、保護者が参加しているところでございます。

(4)ニセコこども館につきましては12月1日現在の登録状況でございます。

次に、17ページの社会教育につきましてでございます。(1)社会教育活動につきましては、①児童・生徒作品展が、10月30日から11月3日まで町民センターで開催されております。毎年多くの児童生徒の出展がございまして、②放課後こども教室につきましても、月曜日はニセコ小学校、開催場所は町民センター・総合体育館、それから金曜日は近藤小学校で開催をされてございます。③少年体験事業につきましてニセコみらいラボがミニチャレンジ、「わたしたちのまち、ニセコ。」絵画展、小学生リーダー研修等が開催されてございます。ニセコチャレンジ(子ども自然体験事業)につきましては、9月11日に有島記念館の周辺で川釣り体験、それから10月2日、曾我のニセコリバーサイドヒルキャンプ場におきまして、火おこし体験が5、6年生18名の参加で実施されております。私も見に行ったんですけども、子どもたち一人一人に火おこしのセットを与えられて、一人一人が苦勞しながら一生懸命、天気の良い中取り組んでございました。その次の11月13日は昔のニセコ町の風景、いろんな家とか、そういう建物なんかの写真を子どもたちに渡して、そして現在その場所はどうなっているかというようなことを、子どもたちと引率の指導員等と一緒に回って、子どもたちが確認してくるということで、非常に昔の状況を振り返るという大変よい機会になっていたというふうな感想をいただいております。18ページのほう、④少年交流事業につきましては、今年は九州のほう

に行けませんでしたので、代替事業の報告会、それから⑤のブックフェスティバル、記載のとおり行っております。

(2)文化図書活動といたしまして、有島記念館展示事業として、第33回有島武郎青少年公募絵画展に応募がありまして、その期間展示してございます。797名の来場者が来ていたということでございます。現在町内でニセコワイナリーの本間さんが絵本作家としてもご活躍されてございまして、有島記念館特別展示ということで2月27日まで開催されてございます。②の有島記念館普及事業につきましては、バイオリン・フルート・ピアノが織りなす「秋の調べ」、ほしぞら観察、映画上映会、若手芸術家コンサート等が記載のとおり開催されてございます。19ページでございます。第33回有島武郎青少年公募絵画展の表彰式・講評会が11月3日に開催されてございます。町長・議長・教育長が出席し、それぞれ入賞された方に表彰状を授与してございます。③学習交流センター「あそぶっく」の利用状況につきましては、記載のとおりでございます。令和3年度と令和2年度で見ますと、入館者数は増えてきてございますけれども、貸出し図書数はまだ以前のような状況までは行っていないという状況でございます。④特定非営利活動法人あそぶっくの会の活動状況、9月、10月については記載のとおり、19ページから20ページのほうに記載されてございます。⑤文化財の保護ということで、記載のとおり9月27日、曾我236番地1他、それから837番地1の確認が行われてございます。

(3)社会体育・スポーツ活動ということで、ニセコ町長杯小学生バレーボール羊蹄山麓交流大会ということで、コロナの解除が終わってすぐということだったので、チームのほうの参加は4チーム、54名ということでしたけれども、久しぶりの大会ということで子どもたちは非常に頑張って、これまでの練習の成果を十分に発揮してございました。最後になります。21ページでございます。北海道日本ハムファイターズの野球教室につきましても昨年度はコロナの関係で後半中止をしてございましたが、記載のとおり開催されております。やはり実際のそういう指導者から指導を受けると、子どもたちは大変参考になったというようなことで、今後に向けてがんばれる、そういう事業だったというふうに報告を受けております。

以上で、教育行政報告を終わらせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） これにて行政報告が終わりました。

この際、議事の都合により、午前11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

◎日程第5 陳情第3号

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、陳情第3号 地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情の件は、会議規則第91条の規定に基づき、総務常任委員会に付託します。

◎日程第6 発議第7号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、発議第7号 地球温暖化、海水温上昇にした伴う水産漁業者被害の解明と支援策を求める意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 日程第6、発議第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案について、提案理由を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

近年、北海道近海では鮭、さんまなどが減少し、南方系魚類の回遊が多く見られるようになっていいる。こうした状況は漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与えている。さらに今年9月以降の赤潮の発生、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退が水産業者の不安を増幅させている。よって、国は海水温上昇に伴う水産業等の被害の実態調査を行い、昨今のコロナ禍による経済的損失及び自然災害による被害に対し、早急な対策の策定と支援を行うことが重要であると考えられるため、意見書案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、発議第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案の件の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案の件は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

◎日程第7 委員会報告第2号から日程第8 令和元年陳情第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告についてから、日程第8、令和元年陳情第2号 町道に関する要望書の件までを一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） それでは令和3年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は令和3年9月28日から30日の3日間です。

出席委員は産業建設常任委員全員。

説明のため出席した者は、中川農政課長ほか記載のとおりです。

調査事項は、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道及び商工観光、その他、産業建設常任委員会の所管する事務。

調査結果。(1) 農耕期間の気象経過や、主要作物の作況、概況については記載のとおりです。

(2) 意見としては、農政課、農業委員会関係では、①開発行為や耕作放棄による非農地化により農地の減少が懸念される。町の基幹産業である農業の基本である農地の保全のさらなる取組を検討されたい。②有害鳥獣対策を周辺町村も含め、広域的な対応を図り、適正数の捕獲を行うなど、農業被害の減少に向けた取組を加速されたい。③農業後継者や新規就農者の支援を充実させ、農家戸数の維持に努められたい。

商工観光課関係では、①道の駅改修については検討委員会での協議のほか、受益者とも十分に協議を進められたい。②観光協会や雪崩調査所など、将来にわたり事業継続ができるように、長期的視点に立った人材確保育成が必要である。人材育成に対する支援も念頭に、財源確保の一つの方法である宿泊税導入も含め、財源確保を積極的にさらに検討を進められたい。

都市建設課関係では、①町内で様々な開発行為が行われているが、開発事業者にも町民の声が聞き入れられない事象も生じている。役場から開発業者に町民の声が届くように対応されたい。あわせて職員が現地確認をできる体制も検討されたい。②世帯向け住宅が不足している現状から、空き別荘の利活用の可能性ほか、民間の世帯向け住宅建設に支援を検討されたい。③道路路肩の草刈りなど、環境モデル都市として環境を意識した整備に力を入れたい。

上下水道課関係では、上下水道の水源確保について、幅広く町民からの情報も参考に検討すべきであり、東山地区の豊富な水をニセコ地区の水源として利用することも検討すべき。

国営農地再編推進室関係では、工事を進めるにあたり、現場周辺の住民に対しても全体の工程、作業時間帯等の情報提供を遺漏なく行い、作業の現状把握、工程管理を適切に行い、協力を得られるよう努められたい。特に、鉄道運輸機構からの残土を受入れている箇所においては、受益農家のみならず、隣接する住民にも工程を丁寧に説明されたい。

ほか、記載のとおりです。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、日程第8、令和元年6月14日の本会議において当委員会に付託されました、令和元年陳情第2号 町道に関する要望書に関して、当該年度の所管事務調査にて現地調査をし、国営農地再編整備事業が終了してから再度協議することとしました。その後現地確認を踏まえ、去る9月30日、全委員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議しましたので結果を報告いたします。

令和元年陳情第2号 町道に関する要望書の件は、当該箇所は国営農地再編整備事業を終え、工事前の状況から改良されており、また、道路に隣接する住宅がなく、緊急を要する舗装工事にはならないという判断から、不採択すべきものと決しました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいま報告のあった委員会報告第 2 号 所管事務調査の結果報告の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの産業建設常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第 2 号 所管事務調査の結果報告についてはこれを受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

これより、令和元年陳情第 2 号 町道に関する要望書の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、令和元年陳情第 2 号 町道に関する要望書の件を採決します。

本件は委員長報告のとおり、不採択すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり不採択すべきものと決しました。

◎日程第9 認定第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 9、認定第 1 号 令和 2 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、高木直良君。

○決算特別委員長（高木直良君） それでは、報告いたします。

本年9月7日の第9回ニセコ町議会定例会において本特別委員会に付託されました令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、去る9月7日、8名の委員出席のもとに本特別委員会を開催し、まず、正副委員長の互選を行い、委員長に私、高木を、副委員長に榊原龍弥さんを互選いたしました。次に10月21日及び11月2日の両日、決算特別委員会を開催し、7名の委員により一般会計及び5特別会計全般にわたる審査を実施いたしました。審査内容は決算書及び法令に基づき提出されました各関係書類により、あるいは説明員による説明を求めるなど、慎重に審議をいたしました。結果、各会計ともおおむね良好に執行されているものと認め、別紙審査報告書のとおり認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

なお、審査の中で次のような指摘がありましたので、述べたいと思います。別冊審査報告書をご参照いただきたいと思います。(1) 町有地の貸付料は長年変更されていないが、現状の金額が適正なのか検討されたい。(2) 中央倉庫群の今後の利活用の促進を図る上で、利用者数のみならず、利用者の属性、観光客、親子連れ、テレワーク利用などを把握すべき。(3) ごみ分別アプリの利用者が増えることにより、ごみ収集のコスト削減にもつながると思われるので、PRのみでなくアプリを登録しやすくする方策を検討すべき。(4) この内容について一部文言を別冊資料に加えさせていただきます。GISの活用など、今後も行政資料のデジタル化に努められたい。一部文言を加えます。(5) 地力回復に向けた堆肥活用にあたり、費用負担に対する町として支援策の充実を検討されたい。(6) ブロコリーのコスト削減への取組を進め、地消を積極的に進めるとともに、コロナ禍による観光客等の町内での消費が減少している現状も踏まえ、町外への展開も視野に検討されたい。(7) 今後の学校で利用するPC、タブレットの利活用方法は実情を踏まえ、学校現場と十分な協議を行い、方向性を検討されたい。(8) 学校ICT教育におけるPCやタブレットを授業で活用するにあたり、先生の異動があっても、これまでと同じレベルでの指導ができる体制を、後志、羊蹄山麓地域で構築されるよう検討されたい。(9) スクールバスを含めた地域交通のあり方を、課の枠を超えて検討されたい。(10) 有島記念館における省エネに向けたLED化を早急に進められたい。これは報告書の語尾を少し変更いたします。(11) 本委員会における質問事項に対する回答の準備不足が散見された。委員会からの質問事項に回答ができる担当者の出席や資料の整理を求める。(12) 検針業務における無線検針端末の導入は、現状コストと将来のコストを比較検討しながら進められたい。

詳細は、後ほどお手元の決算特別委員会報告書をご覧くださいと思います。

以上、令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

これより、認定第1号 令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、令和2年度ニセコ町各会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第10 承認第1号から日程第11 承認第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第10、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)の件から、日程第11、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)の件までを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、よろしく願いいたします。まず、日程第10、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。左縁に承認第1号と書いた横長の厚めの資料、こちらのほうのご準備をお願いいたします。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和3年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

3ページをお開きください。こちらは令和3年11月18日付の専決処分書でございます。

次のページでございます。5ページ目になります。令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,140万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,528万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月18日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が6ページ、それから歳出を7ページに掲載してございます。

次のページ、8ページが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。9ページの歳出ですが、今回の補正の額の合計が2,140万6,000円、こちらの財源については現時点では全

て一般財源となります。

それでは内容に入りますが、このたびの専決処分につきましては、令和3年11月9日に発生した集中豪雨と強風に伴い、町道などの被災、それからニセコ高校の屋根の補修を行うため、所要額を補正するというものでございます。なお、雨量は1時間あたり最大20.5ミリとなり、災害復旧事業債の基準となる1時間あたりの最大雨量20ミリ以上、この基準を満たすということから、町道等の補正の財源としては災害復旧事業債の申請を、また、高校屋根につきましては災害共済保険を活用するという対応する予定でございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。11ページをお開きください。10款4項2目14節のニセコ高校校舎宮繕工事78万3,000円、こちらは別紙補足資料と書かれているこちらの資料でございますが、こちらの1ページに状況写真を掲載してございます。ご覧いただければと思います。令和3年11月9日午後の強風によりまして、ニセコ高校校舎屋上の笠木が破損し、早急に復旧する必要があるということから、所要額を補正するというものでございます。

続きまして、次のページの12ページでございます。11款2項1目、まず12節の町道等災害復旧事業委託料414万6,000円。こちらは別紙、同じく補足資料の2ページ、丸で囲っておりますけど、この番号3を除く1から10までの9か所の町道につきまして、補修復旧をする委託料でございます。それが414万6,000円ということになります。その下、14節の土木施設単独災害復旧事業1,603万8,000円。こちらは法面崩壊した2か所、先程からの別紙の補足資料の2ページでございますが、法面崩壊した2か所、3のルベシベ通と6の別太通及び、それから大雨被害を継続的に受けやすい1か所、これは10の板谷東通でございます。こちらのほうが大雨被害を継続的に受けやすいという1か所でございますが、これが板谷東通。こちらの災害復旧工事を補正するというものでございます。この1,600なにがしの内訳でございますが、3の町道ルベシベ通でございますが、これの法面災害復旧工事が732万6,000円。それから6の町道別太通の法面災害復旧工事が661万1,000円。続きまして、10の町道板谷東通の災害復旧改良工事、これは繰越し予算として予算計上いたしますが、210万1,000円。内訳はこうになってございます。その下、15節の災害復旧原材料43万9,000円。こちらは、被災箇所の補修に要する原材料費を補正するものでございます。また、本災害復旧に伴い、砂利からR材などへの舗装改良、それから遮断工の設置といった改良復旧を予定している6か所がございまして、この6か所を別紙補足資料で言いますと、2番、4番、7番、8番、9番、10番、改良復旧を予定している6か所でございますが、これについては起債協議を行い、改良復旧の同意を得た後、令和4年度に繰越しして事業を実施するという予定でございます。なお、路盤など通行の支障となる最低限の復旧は本年度に行うという予定になってございます。

続きまして、歳入についての10ページをお開きいただきたいと存じます。10ページ、20款1項1目1節の前年度繰越し金2,140万6,000円、こちらは歳入歳出均衡による補正ということでございます。これによりまして、繰越し金の留保額は3,016万4,000円となります。

続きまして2つ目、13ページをお開きいただきたいと存じます。日程第11、承認第2号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙

のとおり令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 3 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

15 ページをお開きください。令和 3 年 11 月 29 日付の専決処分書でございます。

続きまして、17 ページをお開きください。

令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 3 年のニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,746 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 6,274 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 29 日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと存じます。18 ページでございます。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入が 18 ページ、歳出が 19 ページでございます。それから 20 ページは歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

21 ページ、歳出をご覧ください。今回の補正額は 4,746 万 1,000 円でございます。全て国等支出金となります。それでは内容でございますが、この専決処分につきましては、今般の 11 月 19 日にコロナ克服新時代開拓のための経済対策が閣議決定をされまして、経済対策の一部であり、生活・暮らしへの支援として、国から年内給付を求められております子育て世帯臨時特例給付金に関する専決補正となります。事業の概要といたしましては、0 歳から高校 3 年生までの子どもたちを対象に、子育て世帯へ子ども 1 人当たり 5 万円の現金を給付するため、かかる費用を補正するというものでございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。23 ページをお開きいただきたいと存じます。3 款 2 項 1 目 3 節の時間外勤務手当 15 万円、こちらにつきましては 50 時間分の予算計上となります。その下 10 節の消耗品費 2 万 7,000 円はコピー用紙ほか事務用品となります。その下印刷製本費 2 万 3,000 円、通知用の封筒ということでございます。その下 11 節の通信運搬費 6 万 8,000 円は、対象世帯、予算では 539 世帯と見積もっておりますが、対象世帯 539 世帯への通知のための郵送料でございます。その下口座振替手数料 6 万円、こちらは対象世帯への給付金振り込み手数料となります。その下 18 節の北海道自治体情報システム協議会負担金 33 万 3,000 円。こちらにつきましては、給付に際し活用するシステムの改修費用でございます。その下子育て世帯臨時特例給付金 4,680 万円。1 人当たり 5 万円、こちらの給付金本体の金額になります。対象者でございますが中学生以下 828 人、高校生 108 人。合計 936 人。世帯としては先程申し上げました 539 世帯を見込んでございます。

前のページの歳入になります。22 ページでございます。15 款 2 項 2 目 2 節の子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金 4,746 万 1,000 円。こちらは当該事業の財源となる国庫補助金、補助率が 100%、10 分の 10 でございますが、この補正金額となります。

最後に 24 ページをお開きください。24 ページと 25 ページの給与費明細書でございますが、先程申し上げました時間外勤務手当の計上によりまして、その変更を反映しているという資料になります。

このほか今回の専決補正の総括表及び、歳入歳出の枠組み等につきましては、左上に補正予算資料のNo.1、No.2 とある、それぞれの資料を後ほどご覧いただきたいと存じます。日にちがそれぞれ違ひまして、No.1 が 11 月 18 日の専決補正、No.2 が 11 月 29 日の専決補正分ということになります。

説明は以上でございます。

ご審議、ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8 番（高木直良君） まず承認第 1 号のほうなんですけど、先程ご説明がありました。それで、法面の災害については工事発注と。その他については原材料費を支給して設計の委託というふうにお聞きしたんですけども、これはあれでしょうか、復旧に関して原材料を町が購入して、それで事業者さんに委託するっていうのは通常のやり方なのでしょうか。維持工事という工事発注ではなくて、委託で行うということが、こういった緊急の際には行っているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

それから、砂利道の部分があって、そこには原材料として R 材っていうふうにおっしゃったと思うんですけど、R 材っていうのは再生砕石っていうことでよろしいでしょうか。その確認をいたしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 今の高木議員のご質問にお答えしたいと思います。まず 1 点目の砂利道の部分がほとんど今回の雨で洗掘しまして、その部分については砂利を購入して、原材料ということで購入して、それをもって委託業務っていうかたちで今回復旧させていただくということで予算をみさせてもらっています。

それとあと 2 点目、R 材といういわゆる再生合材を使いまして、これまでもそうなんですけども、砂利で補修してもあまりにも流されてしまうということもあったので、この流された部分については R 材、再生合材ですね、これを使って今回しっかりと直したいなというふうに予算をみさせていただきました。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 1 点確認なんですけど、今回の災害復旧に関しては材料購入で、作業については委託と。そのほか、通常穴が突然こう深くなったり、あるいは砂利がちょっと流されたっていうときには、同じような対応なのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 今おっしゃったように、碎石が流されたような小規模のものは、この原材料で砂利を購入して委託でやってしまうという。大きな法面が崩れたようなもの、例えば今回だったらルベシベ通りの法面崩壊、14 節の部分ですね、あと別太の部分、これも結構大きく法面崩壊したので、こういう大きなものについては工事というかたちで見ていきたいと。その状況によって、原材料を購入して業務委託で出す場合もあれば、大きなものについては工事を出す、そのような仕組みで考えてございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について、令和 3 年度ニセコ町一般会計予算の補正予算の件は承認することに決しました。

これより、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について、令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8 番（高木直良君） 今回この 5 万円の支給については、いろいろ国会、あるいはマスコミ等でも議論がありました。それでこの説明資料にもありますように、所得制限というものがございます。この所得制限の条件に町民で該当すると想定される人数について、現段階で把握されているのかどうか。もし把握されていれば、何世帯が該当するのかお聞きしたいと思います。

○猪狩議長 桜井課長。

○桜井課長 ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。今のところ概算で 60 名程度というふう把握してございます。以上です。

○猪狩議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について、令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算の件は承認することに決しました。

この際、議事の都合により、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 12 時 05 分

再開 午前 12 時 55 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 12、議案第 1 号 ニセコ町特別功労表彰者の決定についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第 12、議案第 1 号 ニセコ町特別功労表彰者の決定について説明をいたします。議案の 2 ページをお開きください。

議案第 1 号 ニセコ町特別功労表彰者の決定について。

下記の者は、別紙のとおり功績が顕著であり、ニセコ町特別功労表彰者として決定したいので、ニセコ町表彰条例第 6 条の規定に基づき議会の議決を求めます。

記、住所 虻田郡ニセコ町 [REDACTED]、氏名 岡田弘、生年月日 [REDACTED]。

令和 3 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、昨年の 11 月 30 日に表彰審議委員会を開催し、町長から諮問し審議結果に基づいて答申をいただいたものでございます。今回諮問いたしましたのはニセコ町表彰条例及びニセコ町表彰条例施行規則に基づく審査基準により、特別功労候補者 1 名について審議の結果、委員会に提案した諮問功労調書のとおり表彰することとし、ニセコ町表彰条例第 6 条の規定に基づき議会の議決を求めるというものでございます。なお、表彰は令和 4 年 2 月 20 日を予定しております。開催予定のニセコ町開町 120 周年記念式典において行う予定としております。

それでは岡田氏の功績概要を申し上げますので、議案の 3 ページをお開きください。ここで議案 3 ページの一部訂正を申し上げます。3 ページ中ほどの文章のところ、下から 2 行目、「ニセコ町表彰審議委員会より特別功労者表彰者」となっております。正しくは「特別功労表彰者」でございます。おわびして訂正をいたします。大変失礼いたしました。

それでは本文に戻らせていただきます。岡田氏は平成 11 年 7 月から平成 29 年 9 月までの 18 年余り、ニセコ町固定資産評価審査委員として、また、平成 14 年 10 月からの 15 年間は委員長として、本町の税務行政の振興に尽力されております。そして平成 16 年 12 月から令和 2 年 12 月までの 16 年間、ニセコ町選挙管理委員会委員として、また、平成 20 年 12 月からの 12 年間は委員長として、適正な選挙執行にご尽力をされております。さらには平成 13 年 12 月から 15 年間、ニセコ町社会福祉委員として常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努められております。ニセコ町表彰審議委員会により、特別功労表彰者として適格であるとの答申を受けましたので、ここにニセコ町表彰条例第 6 条の規定に基づき議会の議決を求めます。なお、公職名及び在職期

間については議案のとおりでございます。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 ニセコ町特別功労表彰者の決定についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略いたします。

お諮りします。議案第1号 ニセコ町特別功労表彰者の決定についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 ニセコ町特別功労表彰者の決定についての件は、これに同意することに決しました。

◎日程第13 議案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第13、議案第2号 ニセコ町の一般廃棄物の破碎処理に係る事務の委託に関する規約の変更に関する蘭越町との協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第13、議案第2号 ニセコ町の一般廃棄物の破碎処理に係る事務の委託に関する規約の変更に関する蘭越町との協議についてご説明をいたします。議案の4ページになります。

議案第2号 ニセコ町の一般廃棄物の破碎処理に係る事務の委託に関する規約の変更に関する蘭越町との協議について。

地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、ニセコ町の一般廃棄物の破碎処理に係る事務の委託に関する規約を変更するため、次のとおり規約を定めることに関する蘭越町との協議について、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ5ページでございますが、そちらをお開きください。提案理由を読み上げます。蘭越町と羊蹄山麓5町村、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町及び京極町でございますが、蘭越町と羊蹄山麓5町村との間で定めた「一般廃棄物の破碎処理に係る事務の委託に関する規約」の附則第1項で、この規約は平成34年3月31日をもって廃止すると定めていますが、今後の対応について構成町村で協議した結果、今後も災害への対応やそれ以外の不測の事態が発生した際などリスク管理の観点から、当該施設の法定耐用年数に達する令和16年9月30日まで事務の委託を継続するため、本規

約を提出するとしております。本町の粗大ごみ及び不燃ごみは、平成15年10月から平成29年度末まで蘭越町に共同設置している施設で破碎をし、破碎後の不燃ごみは最終処分場に埋立てておりました。しかしながら、現在は倶知安町の民間企業に委託をしてございます。令和2年4月からは全ての関係町村が倶知安町の民間企業に委託するようになり、現在この破碎機は使用しておりません。ただし、先程ご説明したとおり、災害やそれ以外の不測の事態に備え、蘭越町での破碎処理がいつでも再開できるよう、蘭越町との契約を延長するというものでございます。

続いて5ページ、上の規約の一部を変更する規約をご覧ください。当該規約の附則第1項中、こちらで契約期間の終了を令和16年9月30日に改めるというものでございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号 ニセコ町の一般廃棄物の破碎処理に係る事務の委託に関する規約の変更に
関する蘭越町との協議についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町の一般廃棄物の破碎処理に係る事務の委託に関する規約の変更に
関する蘭越町との協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第3号から日程第19 議案第8号

○議長（猪狩一郎君） 日程第14、議案第3号 指定管理者の指定について（近藤地域コミュニ
ィセンター）の件から、日程第19、議案第8号、指定管理者の指定について（ニセコ町曾我活性化
センター）の件まで6件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) 日程第 14、議案第 3 号 指定管理者の指定について(近藤地域コミュニティセンター)。まずこちらからご説明を申し上げます。議案の 6 ページをお開きください。これ以降、今回 6 つの地域コミュニティ拠点施設の指定管理の更新についてご審議をいただきますが、6 つの施設については、長年住民の交流や農村の発展などを目途として、公共的な団体として自治会による活発で良好な管理運営をいただいているところがございます。自治会などの機能の希薄化が課題になる昨今にあって、本町においては今後も安定的で活発なコミュニティの拠点としての施設利用を促進するため、これまで 3 年間としていた管理期間を 5 年間といたします。なお各団体代表と 11 月 4 日に協議し、11 月 29 日にはニセコ町指定管理者選定委員会に諮問をし、その答申を得て今回の議案として提出するというものでございます。

では、議案について説明いたします。議案第 3 号 指定管理者の指定について(近藤地域コミュニティセンター)。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設。所在、ニセコ町字近藤 258 番地 35 及び 272 番地 26。名称、近藤地域コミュニティセンター。2、指定管理者に指定する団体。名称、近藤親交会。3、指定する期間。令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで。

令和 3 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

近藤地域コミュニティセンターにつきましては、近藤親交会に指定管理をいただいておりますが、本年 12 月 31 日に期限が満了となります。これまで良好に管理運営をいただいていることから、改めまして再指定したいということでございます。

続きまして、議案の 8 ページをご覧ください。

日程第 15、議案第 4 号 指定管理者の指定について(元町地域コミュニティセンター)。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設。所在、ニセコ町字元町 240 番地及び 243 番地。名称、元町地域コミュニティセンター。2、指定管理者に指定する団体。名称、元町親交会。3、指定する期間。令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで。

令和 3 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

こちらも同様に、元町親交会にこれまで良好な管理運営をいただいていることから、改めて再指定をしたいということでございます。

続きまして 10 ページをお開きください。日程第 16、議案第 5 号 指定管理者の指定について(里見地域コミュニティセンター)、こちらの説明をいたします。

議案第 5 号 指定管理者の指定について(里見地域コミュニティセンター)。

こちらにつきましても先程同様、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるというものでございます。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設。所在、ニセコ町字里見 67 番地 4。名称、里見地域コミ

ユニティセンター。2、指定管理者に指定する団体。名称、里見地区新交会。3、指定する期間。令和4年1月1日から令和8年12月31日まで。

令和3年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

こちらと同様でございます、これは里見地区の親交会、管理が良好ということで改めて再指定したいということでございます。

続きまして12ページでございます。日程17、議案第6号 指定管理者の指定について（ニセコ地域コミュニティセンター）、こちらをご説明いたします。

議案第6号、先程から申し上げている各地区と同様でございます。こちらについてはニセコ地域のコミュニティセンターということで、記、1、指定管理者に管理を行わせる施設。所在、ニセコ町字ニセコ138番地8及び139番地8。名称、ニセコ地域コミュニティセンター。2、指定管理者に指定する団体。ニセコ親交会。3、指定する期間。先程同様、令和4年1月1日から令和8年12月31日ということでございます。

令和3年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

続きまして、14ページになります。日程第18、議案第7号 指定管理者の指定について（福井地区コミュニティセンター）でございます。こちらについても同様でございます。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設。所在、ニセコ町字福井379番地2。名称、福井地区コミュニティセンターでございます。2、指定管理を指定する団体。福井地区親交会でございます。3、指定する期間。令和4年1月1日から令和8年12月31日。

令和3年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

こちらと同様に、良好な管理をいただいているということで提出をするものでございます。

16ページをお開きください。

日程第19、議案第8号 指定管理者の指定について（ニセコ町曾我活性化センター）。こちらについてもこれまで同様ということで、指定管理の継続ということで、議案を提出させていただいております。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設。所在、ニセコ町字曾我127番地1。名称、ニセコ町曾我活性化センター。2、指定管理者に指定する団体、曾我親交会。3、指定する期間。令和4年1月1日から令和8年12月31日まで。

令和3年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

こちらにつきましてもこれまで同様、曾我親交会に良好な管理をいただいているということで、継続的に指定管理を指定したいということでございます。

議案の第3号から第8号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号 指定管理者の指定について（近藤地域コミュニティセンター）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 1 点目は議案 3 号から以下に関わるものなのですが、契約といいますか、指定管理期間が 3 年から 5 年に延ばしたと。2 年間延ばしたその理由について、もうちょっと詳しく教えていただきたい。なぜ、2 年間延ばすのかっていうあたりと、2 年間延ばすことによって何がメリットとして挙げられているのか、考えられているのかということをお伺いしたいと。

もう 1 点は、本年の議会においても議論されたところではありますが、雪害によって町の施設が破損したというような事例がありました。その中で議論をされたのは、雪害というよりも、降雪時の除雪体制といいますか、地域そしてその、どう除雪するのかというあたりが大変重要になってくるものというふうに思っております。ですから、今回の指定管理の新たな締結にあたって、除雪体制等の見直しを行ったかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。今まで 3 年間の協議期間ということでしたけども、今回 5 年間とすることに対しては、今までもずっと 3 年間、3 年間で、もう 5 回継続してきている状況でありまして、今後も安定的に管理運営していただけるということが考えられることから、全国的にも指定管理の指定期間というのは 5 年間以上ってというのが、大体 8 割ぐらいの施設にもなってきておりまして、それで各団体の代表者と協議もした結果、5 年間でいいのではないかとということで、このたび提案させていただいております。

除雪の関係なのですが、今まですべての除雪の関係を各地域にお願いしてたんですが、昨年から駐車場の除雪については、町でしていきたいということで変更しておりまして、今回からの協定の中でも駐車場については町のほうで実施すると。あと皆さんのところは玄関だとかその周りだとかの除雪もあるんですけども、そういったところで大雪降ったりしたら、いろんな問題出てくると思いますので、そちらについては地域でやっていかいただくことには基本的にはなるんですけども、連絡等していただきながら、一緒にやってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 全国的に 5 年間やってるからうちもやりましょうっていうものの判断では、私はなかなかいけないのかなというふうに思っておりまして、3 年から 5 年、2 年間延ばすということがどういうことなのかということ、担当としてどう押さえられているのかということが、屁理屈じゃないですけども、その点がもうちょっと詳しくほしいなど。というのは、期間を延ばすことによって、一つはその緊張感の欠如というのがちょっと心配されるのではないかと、私自身はそういうふうに思うから今質問をしているわけでございます。

もう 1 点の雪に関しては、どうも今年度対応したことが教訓として生かされてないのかなっていうふうに、今の説明を伺って思っております。もう少しその守備範囲といいますか、ニセコ町の守備範囲と指定管理者の守備範囲を明確に分けることがやっぱり最終的にトラブルを生まない方法ではないのかというふうに思っております。その点について再度お伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 先程も申し上げたように、全国的に状況としては 8 割近くが 5 年間

ということでしたけども、安定的に管理運営をずっとしてきていただいているということで、確かに緊張感というか、そういうのが欠如するんじゃないかということですが、そちらを我々もしっかりと、毎年代表の方と修繕の関係とかも秋に打合せをしたりしています。あと、これから冬の管理に入るの
でしてくださいということでお伝えしたり、そういったこともしておりますし、全て除雪のことも任
せるんじゃないかと、きちんと役場のほうでも巡回したりして、見てまいりたいと思いますので、よろ
しくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 指定管理者の指定について（近藤地域コミュニティセンター）の件を採決し
ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号 指定管理者の指定について（元町地域コミュニティセンター）の質疑に入
ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 指定管理者の指定について（元町地域コミュニティセンター）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号 指定管理者の指定について（里見地域コミュニティセンター）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 指定管理者の指定について（里見地域コミュニティセンター）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号 指定管理者の指定について（ニセコ地域コミュニティセンター）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 指定管理者の指定について(ニセコ地域コミュニティセンター)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号 指定管理者の指定について(福井地区コミュニティセンター)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 指定管理者の指定について(福井地区コミュニティセンター)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号 指定管理者の指定について(ニセコ町曾我活性化センター)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 8 号 指定管理者の指定について(ニセコ町曾我活性化センター)の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 9 号

○議長(猪狩一郎君) 日程第 20、議案第 9 号 ニセコ町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第 20、議案第 9 号 ニセコ町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案の 18 ページでございます。

議案第 9 号 ニセコ町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例。

ニセコ町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページの 19 ページをお開きいただきたいと存じます。19 ページ下の提案理由でございますが、公共施設のマネジメントを円滑に推進する観点から、基金処分の目的に公共施設の改修、更新、維持補修、除却に要する経費を新たに追加するため、この条例を提出するというものでございます。本町の公共施設は、過疎対策事業債が浸透し始めた平成 6 年度以降に多くの建物が建設されてきました。これらの公共施設は年々老朽化が進んでいる状況にあり、今後建替えや改修が必要となる時期が一斉にやってくるのが予想されます。このほか、10 年後には過疎地域という概念や支援の消滅が考えられ、また、過疎地域が継続したとしてもニセコ町が卒業団体となるということが想定され、過疎地域卒業を見越した公共施設の適正管理に取り組む必要があると考えているところでございます。今回の条例改正につきましては、これまでの公共施設整備基金条例の設置目的が整備となっていたものを、今後は施設の改修や更新などの長寿命化、それから維持補修や除却を含めた公共施設全体

のマネジメントを推進するためにも、基金の活用用途の拡大・拡充に取り組み、町の財産である公共施設を将来に引き継ぐため、改正を行うというものでございます。

続いて改正の条文でございますが、19 ページの上段をご覧くださいと思います。読み上げます。ニセコ町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例、ニセコ町公共施設整備基金条例（平成元年7月1日条例第19号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。ニセコ町公共施設整備等基金条例。第1条中「公共施設を整備するため」を「公共施設の整備、改修、更新、維持補修及び除却に要する経費の財源に充てるため」に、それから「ニセコ町公共施設整備基金」を「ニセコ町公共施設整備等基金」に改める。第4条の見出し中「使用」を「処分」に改め、同条第1項中「公共施設整備のための経費に使用する場合」を「第1条に要する経費の財源に充てる場合」に、それから「使用」を「処分」に改め、同条第2項中「使用」を「処分」に改める。附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。条文の引用は以上でございます。ご説明した改正の内容は、別紙のA4横長の条例の新旧対照表にもまとめてございますので、後程ご参照いただければと存じます。

最後に19ページの下段、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の状況ですが、令和3年10月15日から10月28日にかけて改正内容を縦覧いたしました。特に意見はございませんでした。

議案第9号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これより、議案第9号 ニセコ町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第9号 ニセコ町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 10 号から日程第 23 議案第 12 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 21、議案第 10 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算の件から、日程第 23、議案第 12 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件まで、3 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 山本契太君。

○副町長（山本契太君） 少し長くなりますので、書見台を活用させていただきます。

日程第 21、議案第 10 号令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。先程も活用しました横長の議案の 27 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 10 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 3 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,949 万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 2,223 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。地方債の補正、第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入が 28 ページ、それから歳出を 29 ページに載せてございます。

30 から 31 ページは飛ばしていただきまして、32 ページに歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。33 ページの歳出をご覧ください。下の合計欄でございますが、今回の補正額 5,949 万円増額でございます。これの財源につきましては国道支出金で 2,054 万 5,000 円、地方債で 360 万円、その他財源で 343 万円の増額ということで、一般財源では 3,191 万 5,000 円の増額ということになります。それが内訳でございます。

説明の都合上、40 ページの歳出からご説明を申し上げます。40 ページ、2 款 1 項 4 目 24 節の社会福祉事業基金積立金 10 万円は、社会福祉への寄附を 1 件お受けしたことから、その同額を社会福祉事業基金に積み立てるものでございます。

その下、8 目自治創生費、10 節印刷製本費 112 万 2,000 円。こちらは SDG s に関する冊子を 2 つ作成するという予算となっております。まず 1 つ目が、昨年度企業団体からの寄附を受けた SDG s に関する冊子について、町予算でさらに増刷し各学校等へ配布いたしました。新庁舎の完成など内容を更新した上で再度増刷し、町内に全戸配布するための費用を補正するというものが一つ目でございます。こちらの内訳は 3000 部、A5 版、32 ページ。一部内容変更で 29 万 7,000 円の内訳でございます。2 つ目の冊子につきましては、本町は 2018 年に SDG s 未来都市に選定され、これまで

広報ニセコでの特集、定例紹介コーナー、ホームページ新設、もっと知りたい今年の仕事への掲載、SDGs 担当地域おこし協力隊の配置、学校での特別授業などを実施してきましたが、加えてSDGs の各ゴール、目標でございますが、これとひもづけた町の取組概要を紹介できるパンフレットを作成し、全戸配布するための所要額を補正すると、これが2つ目でございます。こちらの内訳は2,500部、A4フルカラー、8ページで82万5,000円。なお、この2つの取組に対し、企業から企業版ふるさと納税、地方創生応援税制でございますが、企業版ふるさと納税の申出をいただいていることから、この歳出予算の提案とあわせて歳入の予算も補正を計上いたします。

その下でございます。11目庁舎管理費、11節ごみ処理手数料5万円。こちらは新庁舎に移転する際の引っ越しの業務のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、新庁舎において燃やすごみなどのごみ袋使用量が増加し、今後の予算不足が見込まれるということで補正をするものでございます。

その下、17目1節会計年度任用職員報酬31万3,000円。本町役場はこれまで障害者雇用率が未達成だったことにより国から指導を受けていましたが、障害者雇用の募集をし続け、新たに会計年度任用職員パートタイムによる任用の内定に至ったことから、1月から3月分の所要額を補正するというものでございます。それが31万3,000円ということになります。

その下、23目新型コロナウイルス特別対策費、13節スキーリフト使用料（保護者）368万4,000円。こちらですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、インバウンド客の減少などスキー場の厳しい状況が続いています。その中で町内の児童生徒を持つ保護者と子どもたちが一緒にスキー場を訪れ、スキーを楽しめる機会を創出するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小中学生の保護者にスキーリフト券1日券を配布するというものでございます。なお、配布枚数につきましては例年既存予算で小中高校生に配布している枚数と同じく2枚とし、対象者429人、利用率8割の予算計上をして行っているところでございます。続きまして、その下18節ニセコ福祉会補助642万9,000円ですが、通所介護施設、いわゆるデイサービスセンターでございますが、こちらではコロナ禍で利用者が通所を控える状況になってございます。そのような状況においても、現状回復後を見据えて必要な職員を配置し、介護サービスと雇用の維持を図りつつ運営しているところでございます。この状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用対策支援として、人件費の一部25%分ということになりますが、こちらを補正するというものでございます。その下、同じく18節のスキー場感染症予防対策強化支援給付金780万円。スキー場における新型コロナウイルス感染症予防対策の強化・促進、また、海外からの観光客が2シーズン連続して激減し、危機的状況になることが予想されるため、地域の中心的産業の一翼を担うスキー場を緊急的に支援するというものでございます。このことによりまして、世界一安全なスキー場づくりを実践し、運営を継続していることを国内外にアピールをし、より多くの人々が安心してスキー場を訪れることで、地域への経済的波及効果も期待するところでございます。なお、給付する金額は昨年と同様に基本額80万円と、索道数に応じて加算した金額を合算いたしまして、計300万円を上限として給付を行うというものでございます。内訳の予定はニセコビレッジスキーリゾート300万円、ニセコアンヌプリ国際スキー場260万円、ニセコモイワスキーリゾート220万円としてございます。その下、第三セクター経営維持給付金1,351万8,000円でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大が第三セクター

の経営に多大な影響を与えているということから、該当する事業者、株式会社ニセコリゾート観光協会、株式会社キラットニセコに対して、今後も持続的に事業が継続していけるよう給付金を給付するというものでございます。なお、経営維持給付金の算定については損益計算書から固定費の30%相当額として、ニセコリゾート観光協会に77万1,000円、キラットニセコに618万7,000円、それから、利用者減少対策給付金の算定として、令和元年度上期の営業損益と本年度売上げの差額の40%相当額として、キラットニセコに380万6,000円、そのほか旅行業支援金として、令和元年度の利益と今年度の旅行業収益見込み差額から、ニセコリゾート観光協会に275万4,000円を給付します。これらによる給付総額は、ニセコリゾート観光協会が352万5,000円、キラットニセコが999万3,000円となるものでございます。その下、介護サービス事業者緊急支援給付金424万8,000円。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービスの提供が困難となっている状況の中、感染拡大の防止に努めながら献身的に介護サービスを提供している事業者が質を維持した安定的なサービスを提供するための給付金を追加支給するというものでございます。積算については7月臨時議会で補正計上した単価に、12か月分の9か月で4分の3になりますが、4分の3を乗じた額として、特別養護老人ホームに160万円、ショートステイ部門に32万円、デイサービスセンター部門に96万円、グループホームきらりに57万6,000円、それから居宅介護支援事業に79万2,000円を支給すると、合わせて424万8,000円の支給となります。

続きまして41ページでございます。3款1項1目社会福祉総務費、12節の移動支援委託料113万1,000円は、地域生活支援事業のうち移動支援事業について、こちらの利用希望者が3名増えることに伴い、所要額を増額補正するというものです。内訳としては透析の移動支援者が1名、身体障害者の外出支援者が2名増えることになり、財源として障害者地域生活支援事業費補助金を充当いたします。

その下、4目国民年金事務費、18節の北海道自治体情報システム協議会負担金3万7,000円。こちらにつきましては、令和4年4月1日から国民年金法が改正され、年金手帳という記載から基礎年金番号通知書に変更となるほか、国民年金適用関係届書作成仕様書の改正案が示され、国民年金システムの改修が必要となったことから、所要額を補正するというものでございます。なお、負担額は改修経費101万6,400円を、加入の団体であります28団体で案分した金額、これが補正額となっております。

その下2項1目児童措置費、18節の北海道自治体情報システム協議会負担金31万3,000円は、児童手当法の一部改正による法律により、令和4年10月支給分から適用される児童手当の改正に伴い、システムの改修が必要となることから所要額を補正するというものでございます。

次、42ページでございます。4款1項1目保健衛生総務費、17節簡易水道事業特別会計繰出金305万8,000円。こちらは簡易水道事業会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するというものでございます。

その下、2目予防費、12節新型コロナワクチン接種券作成等業務委託料118万1,000円。こちらは、新型コロナワクチンの3回目の追加接種にあたり、接種券つきの予診票を作成するための所要額を補正するというものでございます。内訳は接種券作成等委託料、3回目接種向けの対象者4,000人

の接種券、それから封筒印刷及び封入など一式ということになります。それからその下、新型インフルエンザワクチンシステム改修業務委託料 88 万円。こちらは新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種をする際に、各市町村間で当該予防接種記録に関する特定個人情報の連携を行うため、自治体予防接種台帳システムの改修費用を補正するというものでございます。このうち、副本登録ツールに要する費用 60 万 5,000 円に対して疾病予防対策事業費補助金を充当いたします。予算内訳は副本登録ツール 60 万 5,000 円、副本登録導入費用 27 万 5,000 円となります。その下、18 節北海道自治体情報システム協議会負担金 71 万 5,000 円は、新型コロナワクチンの 3 回目の追加接種にあたり、接種券つき予診票への対応など健康カルテシステムを改修するための費用を補正するというものでございます。

それから 43 ページ、6 款 1 項 3 目 18 節のニセコ産米酒づくり事業補助 50 万円ですが、田中酒造、ニセコ酒造に続き、八海酒造がニセコ町産の酒米を使用した日本酒を販売することが決まりました。コロナ禍の影響も含め、米、それから日本酒を取り巻く環境が厳しく、消費が低迷している、停滞しているという状況下で、ニセコ産米が使用されることは生産者のこれまでの努力の成果でございまして、今後の振興をさらに進めるためにもニセコ町産米を使用して日本酒の PR 費用を補助するというものでございます。

その下、6 目農地費、18 節の多面的機能支払い交付金 19 万 1,000 円は、交付金の算出基礎となる対象農用地の面積について、国営事業の令和 2 年度の施工分や農地転用等に伴う面積増減の結果、町が支払う交付金が増える見込みとなったことから補正するというものでございます。

その下、11 目土づくり対策費、10 節修繕料 106 万円でございます。こちらは、堆肥センターで堆肥等を運搬しているタイヤショベルのタイヤについて、今年度まで使用に耐えられる想定をしていましたが、摩耗が激しく冬季間の作業に支障が生じるおそれがあるということから、タイヤ交換に要する費用を補正するというものでございます。

44 ページになります。7 款 1 項 2 目観光費、18 節アンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会負担金 110 万円。雪崩事故を防ぐためのニセコルールや雪崩調査、雪崩の情報発信を持続可能なものとするべく、人材育成を行うための所要額を補正するというものでございます。費用の内訳としては、現在 2 名体制で行っている雪崩調査などを現場での人材育成、OJT でございますが、これを兼ねて 2 名増員するという経費について、倶知安町とも協議の上折半とし、人件費 220 万円の 2 分の 1 を負担するというので予算計上してございます。その下、綺羅乃湯特別対策事業補助 334 万 4,000 円については、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯において、本年 9 月 6 日から 11 月 24 日まで改修工事を実施いたしました。この工事期間内に男女の入替え運営などによる利用制限を行ったことにより、利用者や売上げが減少したことから、住民の健康増進に資する綺羅乃湯の安定的な運営継続のため、通常営業との比較を行い、売上げ減少分の一部を補助するというものでございます。なお、補助金の算定については平成 30 年度の 9 月から 11 月の売上げ損益と本年度同期の差額の 50%相当額としているところでございます。

続きまして 45 ページ、8 款 3 項 1 目河川維持費でございます。こちらは財源内訳の変更ということでございます。

その下、6項1目27節の公共下水道事業特別会計繰出金7万円は、公共下水道事業会計の歳入歳出均衡に伴う歳出金を補正するというものでございます。

7項2目14節の公営住宅個別改善工事360万円。こちらにつきましては本通団地4号棟のルーバーについて、ルーバーとは雨風雪の侵入を防ぐものなのですが、このルーバーについて経年劣化による損傷が見受けられ、改善工事を行うための費用を補正するというものでございます。なお、財源として9月定例会で補正計上した屋根防水改修工事とあわせて、公営住宅建設事業債の申請を行います。工事の実施については本年度の施工が間に合わないことから、屋根防水、改修工事と同様に、次年度に繰越して実施をするという予定でございます。

続きまして46ページでございます。10款2項小学校費1目10節の燃料費84万1,000円。灯油単価が当初予算の算定時85円であったものが今115円に値上がりをして、予算不足が生じるということから、前年度実績に基づき増額補正をするというものでございます。その下、17節一般備品16万9,000円は、近藤小学校において令和4年度に予定される新入生や転入生を見込み、必要となる机・椅子を購入するというものです。今回の計上時期については現在物流が遅くなっているということから、早めに発注し新学期に間に合わせるというものでございます。

その下、3項中学校費、1目10節の燃料費856万円は、小学校同様、灯油単価が値上がりし、予算不足が生じることからの補正ということでございます。その下、14節のニセコ中学校営繕工事46万7,000円は、令和4年度に特別支援の生徒が1名増える予定で、1年生と2年生が1教室にて授業を行います。ただし、気持ちが高ぶるときなどに生徒を分けて授業を行うため、アコーデオンカーテンを設置するための費用を補正するというものでございます。その下、17節一般備品17万1,000円は、ニセコ中学校において令和4年度に予定される新入生や特別支援の生徒の増加に伴い、必要となる机・椅子・ホワイトボードを購入するというためのものでございます。

その下、5項児童幼児センター費、1目10節の燃料費89万2,000円は、小中学校同様、灯油単価の上昇による補正でございます。7項4目総合体育館費、10節燃料費165万円。こちらはA重油単価が当初算定時より82円から112円と上がったということによる、前年度実績等に基づく増額補正ということになります。

続いて34ページをお開きいただきたいと思います。34ページの歳入でございます。11款1項1目1節の普通交付税9,335万7,000円は、普通交付税の額の確定に伴う増額補正でございます。増額の主な要因は、新設項目となった地域デジタル社会推進費がプラスの4,679万2,000円、それから国勢調査の人口増加に伴う消防費がプラスの3,629万2,000円。それから、基準財政収入額が当初見込みから減額し、これが1,288万6,000円の減額となったことによる最終総額の補正でございます。

それから35ページ、15款2項国庫補助金、1目1節マイナポイント事業費補助金340万5,000円。こちらにつきましては、国が実施しているマイナポイント事業について、マイキーID、マイナンバーカードのICチップ内に搭載されている利用者が本人であることを証明する電子証明書をマイキーIDということだそうですが、国が実施しているマイナポイント事業について、マイキーIDの設定支援、それからマイナポイントの申込み支援に要する人件費について補助金の交付決定を受けたことからその財源を補正するというものでございます。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金 1,320 万 8,000 円は、令和 2 年度国の 3 次補正分として国で令和 3 年度に繰越した 7,500 万円、国庫補助事業の地方負担分として令和 3 年度に配当となった 208 万 6,000 円、それから令和 3 年 8 月に市町村へ新たに配当が決まった事業者支援分として 740 万 2,000 円、こちら合わせて 8,448 万 8,000 円を財源として、歳出で補正計上している新型コロナウイルス特別対策事業費に充当するための増額補正ということでございます。なお、今回の計上による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定額である 8,448 万 8,000 円の財源充当が全て完了したため、不足分の 2,247 万 1,000 円については、留保財源の充当を見込んでおります。

その下、2 目民生費国庫補助金、1 節の障害者地域生活支援事業費補助金 56 万 5,000 円。こちらは地域生活支援事業、移動支援事業でございますが、こちらの財源となる国庫補助金を補正するものでございます。その下、2 節の子ども・子育て支援事業補助金 31 万 3,000 円は、児童手当法の改正に伴うシステム改修について、財源となる国庫補助金を補正するものです。その下、地域子供の未来応援交付金 33 万 1,000 円は、年末年始に NPO 法人に委託し、実施している長期休日子ども預かり事業について、新たな財源として内閣府の地域子供の未来応援交付金、こちらの内示を受けたことから補正をするというものでございます。

それから 3 目 1 節の新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金 189 万 6,000 円は、国が進める 3 回目の接種などを行うにあたり、財源となる国庫補助金を補正するものでございます。その下、疾病予防対策事業費等補助金 40 万 3,000 円は、新型インフルエンザワクチンシステム改修業務委託料として、副本の登録ツールにかかる費用について財源となる国庫補助金を補正するというものでございます。

続きまして 36 ページ、16 款 2 項 2 目民生費道補助金、1 節障害者地域生活支援事業費補助金 28 万 2,000 円は、地域生活支援事業の財源となる道補助金を補正するものです。

その下、4 目農林水産業費道補助金、1 節多面的機能支払交付金 14 万 2,000 円は、多面的機能の事業として財源となるものを補正するというものでございます。

37 ページ。18 款 1 項 2 目 1 節の指定寄附金 13 万円は、社会福祉への寄附を 1 件、道路河川の維持管理への寄附を 1 件お受けしたため、増額補正するというものでございます。その下、2 節の企業版ふるさと寄附 330 万円は、企業版ふるさと納税について新たに 3 企業から寄附の申出があったことから補正をするものでございます。なお、充当する事業については、ローカルスマート交通事業に対するものが 2 件、220 万円、SDGs 事業、ニセコ生活モデル地区事業に対するものが 2 件、110 万円となっております。ローカルスマート交通分は既存事業に、SDGs の事業については今回の補正で先程説明しました新規事業に充当するというようにしております。

次のページ、38 ページでございます。20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金、マイナス 6,144 万 2,000 円。こちらは歳入歳出均衡による減額補正でございます。これにより繰越金の留保額は 9,160 万 6,000 円になります。

39 ページ、22 款 1 項 4 目土木債、3 節公営住宅改善事業債 360 万円は、本通 A 団地 4 号棟のルーバー改善工事について公住債の充当を見込み、増額補正するというものでございます。

それから 30 ページにお戻りいただいて、第 2 表 債務負担行為補正でございます。旧役場庁舎に

については令和4年度から解体をし、3か年をかけて駐車場として再整備を行うにあたり、今年度から公募型プロポーザルによる事業者選定に伴う期間の確保、並びに事業期間が複数年度にわたるため、6億2,040万円を上限として債務負担行為補正を提出するというものでございます。この駐車場にする計画につきましては、令和2年9月の所管事務調査でおおよそその事業費をご説明申し上げ、同年12月の政策案件説明におきまして、事業費を含めて複数案をご提示申し上げたところでございます。また、今年12月の政策案件説明においては、入札方法や事業費、それから施工計画についてご説明を申し上げたということでございます。これらの内容の債務負担行為補正が30ページでございます。

続きまして31ページ、第3表 地方債補正でございますが、先程歳入でご説明いたしました本通A団地4号棟のルーバー改善工事に充当する公営住宅改善事業債として、限度額を5,910万円から360万円増額し、6,270万円とする変更でございます。その他起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

続いて47ページに飛んでいただきたく存じます。給与費明細書でございますが、先程歳出でご説明をいたしました障害者雇用として会計年度任用職員の報酬31万3,000円を補正し、その額を変更したという明細書となっております。

続きまして48ページをご覧ください。先程30ページでご説明した駐車場再整備6億2,040万円の債務負担行為限度額の設定について、その内訳ですが、地方債が5億5,830万円、一般財源が6,210万円となっております。

続きまして、49ページをご覧くださいと存じます。地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、左の欄の区分4の公営住宅建設事業債の右から3列目、当該年度中起債見込額の欄について、これまで5,910万円であった起債見込額に今回360万円を増加して、6,270万円に変更となったということを示した調書となっております。

議案の次に進みます前に、ちょっと私のほうで説明の不足の部分がございましたので、改めて説明をさせていただきたいと思っております。35ページでございます。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金以下ですね、これらの部分についての財源となる国庫補助率についてお知らせしていなかったということでございまして、ちょっとこれをつけ足しでお知らせをさせていただきたく存じます。まず35ページの障害者地域生活支援事業補助金56万5,000円については、国庫補助金で補助率2分の1の補正を行うということで予定をしているということでございます。それからその下の子ども・子育て支援事業費補助金31万3,000円、これについては国庫補助が10分の10で、歳入する予定をしております。それからその下、地域子供の未来応援交付金33万1,000円については、地域子供の未来応援交付金が補助率4分の3ということで内示を受けているということで、そちらの補正をするということです。

それから、3目衛生費国庫補助金、1節新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金189万6,000円については、財源となる国庫補助金は、10分の10、100%の補助金を充当する予定ということで。それから、その下疾病予防の対策費40万3,000円については、国庫補助は3分の2を補正することになります。

続きまして、あといくつかございます。36ページ、こちらの障害者地域生活支援事業補助金28万

2,000円に対して、北海道の補助金が4分の1入るということをごさいます。それから最後になりますが、多面的機能支払い交付金14万2,000円について、これは道の補助として4分の3の補正を行うということで予定をしているということをごさいます。

以上、歳入の部分が抜けてしまいましたので、つけ足して説明をさせていただきました。大変失礼をいたしました。

議案の第10号については以上でございます。

続きまして、日程第22、議案第11号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。51ページでございます。

議案第11号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,931万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和3年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が52ページ、それから歳出53ページに掲載してございます。

54ページ、第2表、まず債務負担行為補正でございますが、これは後程再度説明をいたしますが、公営企業会計移行業務の委託料について、令和4年度分の委託料として、上限額1,440万円の債務負担行為を補正設定するというものでございます。

次の55ページの第3表 地方債補正ですが、こちらも後程再度説明をいたしますが、公営企業会計移行作業委託を実施する際の財源として、公営企業会計適用債を活用いたします。この際これまでの限度額390万円に、今回の補正額360万円を加え、変更後の限度額を750万円とするという地方債補正でございます。

続いて56ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。57ページの歳出をご覧ください。下の合計欄でございますが、今回の全補正額は665万8,000円、内訳は地方債が360万円、一般財源が305万8,000円となります。

それでは58ページの歳入から説明をいたします。3款1項1目1節の一般会計繰入金305万8,000円は、歳入歳出均衡に伴う補正でございます。補正後の一般会計繰入金の予算額は5,622万5,000円となります。

続いて59ページ、6款1項1目2節公営企業会計適用債360万円は、簡易水道事業の固定資産台

帳を整備するための財源として、公営企業会計適用債の充当を見込み、増額補正するというものでございます。

続いて 60 ページ、歳出でございます。2 款 1 項 1 目 12 節の公営企業会計移行業務委託料 360 万円については、令和 6 年 4 月までに移行しなければならない公営企業会計の導入に向けて、簡易水道事業会計の固定資産台帳を整備するための所要額を補正するというものでございます。なお、固定資産台帳の整備や事業開始から現在までの事業内容を全て整理するといった多くの作業時間を要することから、令和 3 年度に発注し、債務負担行為により令和 4 年度まで 2 か年、実際には 15 か月ですが、15 か月の作業で台帳整備を行うという予定でございます。

続いて 61 ページ。3 款 1 項 1 目 14 節の配水流量計取替え工事 305 万 8,000 円。10 月 28 日発生の雷によりまして、故障した曾我第 2 地区浄水場の着水流量計を交換するための費用を補正するというものでございます。保険適用として建物災害共済金、10 分の 10 を申請する予定でございます。

続いて 62 ページ、債務負担行為の支出額等に関する調書でございます。公営企業会計移行業務委託料について、来年度の限度額 1,440 万円に本年度の委託料 360 万円を加え、令和 3 年度から令和 4 年度までの 2 年間の債務負担行為は 1,800 万円となります。その内訳は、地方債が 1,790 万円、一般財源が 10 万円ということでございます。

次 63 ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書です。変更部分は 1 番左の区分の欄の 1 番下、公営企業会計適用債の当該年度中起債見込額がこれまで 390 万円であったところ、今回 360 万円を加えて 750 万円に金額変更になったということでございます。

これで議案第 11 号の説明は終わります。

続いて、65 ページをお開きください。日程第 23、議案第 12 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道特別会計補正予算について説明をいたします。

議案第 12 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和 3 年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 187 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,582 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただいて、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入が 66、歳出 67 ページに記載してございます。

68 ページ、第 2 表 債務負担行為の補正です。先程簡易水道会計でご説明したことと同様、公営

企業会計への移行作業に伴い、令和4年度に委託する業務748万円について、債務負担行為補正を設定するというものでございます。

次のページ、69ページ、こちらは第3表 地方債補正です。企業会計の移行作業に伴う委託料は、公営企業会計適用債を活用する予定で、現在の限度額320万円に今回の委託料180万円を加え、変更後の限度額を500万円としております。

続いて70ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を掲載してございます。

71ページ、今回の補正額180万円の財源の内訳は、地方債が180万円、それから一般財源が7万円ということでございます。

では、72ページの歳入からご説明をいたします。4款1項1目1節の一般会計繰入金7万円は歳入歳出均衡を伴う補正でございます。補正後の一般会計繰入金の予算額は1億3,063万8,000円となります。

続いて、73ページ、7款1項1目3節公営企業会計適用債180万円は、下水道事業会計の固定資産台帳を整備するための財源として、公営企業会計適用債の充当を見込み、増額補正するというものでございます。

74ページの歳入でございます。2款1項1目12節の公営企業会計移行業務委託料187万円は、令和6年4月までに移行しなければならない公営企業会計の導入に向けて、下水道事業会計の固定資産台帳を整備するための所要額を補正するというものでございます。こちら簡易水道と繰り返しますが、固定資産台帳の整備は事業開始から現在までの事業内容を全て整理するといった多くの時間を要することから、令和3年度に発注し、作業負担行為により令和4年度までの2か年、15か月で台帳整備を行うという予定でございます。

続いて75ページ、債務負担行為の支出額等に関する調書でございます。公営企業会計移行業務委託料について、来年度の限度額748万円に本年度の委託料187万円加え、令和3年度から令和4年度までの2年間の債務負担行為は935万円となり、その内訳は地方債が920万円、一般財源が15万円ということでございます。

それから、76ページでございます。地方債の現在高の見込みに関する調書です。変更部分は1番左の区分の欄の1番下、公営企業会計適用債の当該年度中起債見込額がこれまで320万円であったところ、今回180万円を加え、500万円に変更するという内容が記載されているというところがございます。

最後に別にご用意しました補正予算資料No.3でございますが、一般、簡水、公共下水道の3会計の補正について説明をしております。1ページが今回補正の概要、1ページ下が補正に伴う全会計の総括表、2から3ページが補正に伴う一般会計の歳入歳出内訳、一般会計、債務負担行為補正の内訳、それから一般会計の地方債補正の内訳、4ページが補正の枠組み、5ページ6ページが、簡水それから公共下水道会計の歳入歳出の内訳、地方債の補正、それから予算の枠組みとなっております。後程ご覧いただきたいと存じます。

議案の第12号に関する説明は以上でございます。

これで全ての説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第10号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件から、議案第12号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの3件は、質疑、討論、採決を12月15日に行うことにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件から、議案第12号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの3件は、質疑、討論、採決を12月15日に行うことに決しました。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。議事の都合により、12月9日から12月14日までの6日間、休会にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、11月9日から12月14日までの6日間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、12月15日の議事日程は当日配付します。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)